

境町地域防災計画

第5編 一般災害対策計画

令和5年3月31日

境町防災会議

目 次

第5編 一般災害対策計画

第1章 航空災害対策計画	5-1
第1節 災害予防計画	5-1
第1 県内の航空状況	5-1
第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	5-1
第2節 災害応急対策計画	5-3
第1 発災直後の情報の収集・連絡	5-3
第2 活動体制の確立	5-5
第3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動	5-7
第4 避難指示・誘導	5-7
第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	5-7
第6 関係者等への的確な情報伝達活動	5-8
第7 遺族等事故災害関係者の対応	5-8
第8 防疫及び遺体の処理	5-8
第2章 道路災害対策計画	5-9
第1節 災害予防計画	5-9
第1 道路交通状況	5-9
第2 道路交通の安全のための情報の充実	5-9
第3 道路施設等の管理と整備	5-10
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	5-11
第1 情報の収集・連絡体制の整備	5-11
第2 災害応急体制の整備	5-11
第3 救助・救急、医療及び消火活動への備え	5-12
第4 緊急輸送活動への備え	5-12
第5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え	5-12
第6 防災関係機関の防災訓練の実施	5-12
第3節 災害応急対策計画	5-13
第1 発災直後の情報の収集・連絡	5-13
第2 活動体制の確立	5-14
第3 救助・救急、医療及び消火活動	5-15
第4 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	5-16
第5 関係者等への的確な情報伝達活動	5-16
第6 防疫及び遺体の処理	5-17
第3章 危険物等災害対策計画	5-18
第1節 災害予防計画	5-18

第 1	危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）	5-18
第 2	石油類等危険物施設の予防対策	5-20
第 3	高圧ガス・火薬類の予防対策	5-21
第 4	毒劇物取扱施設の予防対策	5-24
第 5	放射線使用施設等の予防対策	5-25
第 2 節	災害応急対策計画	5-26
第 1	発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）	5-26
第 2	活動体制の確立（各災害共通事項）	5-27
第 3	避難誘導対策（各災害共通事項）	5-28
第 4	捜索・救出・救助対策（各災害共通事項）	5-28
第 5	応援要請対策（各災害共通事項）	5-29
第 6	医療救護対策（各災害共通事項）	5-29
第 7	緊急輸送の確保（各災害共通事項）	5-29
第 8	石油類等危険物施設の事故応急対策	5-29
第 9	高圧ガス、火薬類の事故応急対策	5-31
第 10	毒劇物多量取扱施設の事故応急対策	5-34
第 11	放射線使用施設等の事故応急対策	5-34
第 4 章	大規模な火事災害対策計画	5-36
第 1 節	災害予防計画	5-36
第 1	災害に強いまちづくり	5-36
第 2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	5-36
第 3	防災知識等の普及	5-38
第 2 節	災害応急対策計画	5-39
第 1	発災直後の情報の収集・連絡	5-39
第 2	活動体制の確立	5-40
第 3	救助・救急、医療及び消火活動	5-42
第 4	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	5-42
第 5	避難の受入れ	5-42
第 6	施設及び設備の応急復旧活動	5-43
第 7	防疫及び遺体の処理	5-43
第 8	関係者等への的確な情報伝達活動	5-43
第 5 章	林野火災対策計画	5-44
第 1 節	災害予防計画	5-44
第 1	林野火災に強い地域づくり	5-44
第 2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	5-44
第 3	防災活動の促進	5-46
第 2 節	災害応急対策計画	5-47
第 1	発災直後の情報の収集・連絡	5-47
第 2	活動体制の確立	5-48
第 3	救助・救急、医療及び消火活動	5-50

第4	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	5-51
第5	避難の受入れ	5-51
第6	施設及び設備の応急復旧活動	5-51
第7	関係者等への的確な情報伝達活動	5-51
第8	二次災害の防止活動	5-52
第6章	雪害対策計画	5-53
第1節	災害予防計画	5-53
第1	雪害に強い地域づくり	5-53
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	5-54
第2節	災害応急対策計画	5-56
第1	初動対応	5-56
第2	交通路の確保	5-56
第3	住民への周知	5-56
第7章	感染症等対策計画	5-57
第1節	災害予防計画	5-57
第1	人を対象とした感染症予防	5-58
第2	動物を対象とした伝染病予防	5-60
第2節	災害応急対策計画	5-63
第1	人を対象とした感染症対策	5-63
第2	動物を対象とした伝染病対策	5-67

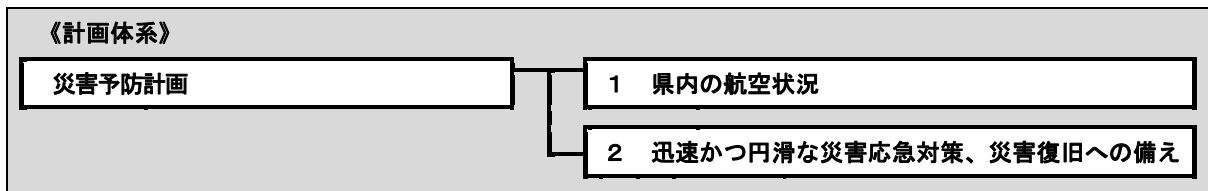
第5編 一般災害対策計画

第1章 航空災害対策計画

第1節 災害予防計画

本計画は、町内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定める。

町は、関係機関と連携して、航空災害の発生を未然に防止するため、平常時から次の対策を講じる。



関係部課	防災安全課
関係機関	坂東消防署境分署

第1 県内の航空状況

本県には、公共用ヘリポートが1か所（つくば）、非公共用飛行場が2か所（阿見、龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが2か所（前山下妻、茨城県庁）、自衛隊の飛行場が2か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））及び茨城空港がある。また、本県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

（1）情報の収集・連絡

町は、関係機関と連携して、大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、それぞれ次の対策を講じるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。さらに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

（2）通信手段の確保

町は、非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段について、「本計画第2編第1章第5節第1 通信手段の確保及び第2章第2節第1 通信手段の確保」に準じて実施する。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町は、消防機関と連携して、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知する。

また、災害応急体制を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要である。

各機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

町は、「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき周辺市町村の相互応援を迅速かつ確実なものとするために、連携体制の整備に努める。

坂東消防署境分署は、「茨城県広域消防相互応援協定」に基づき周辺の広域消防体制を整えとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

町は、災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努めるよう指導する。

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「本計画第2編第1章第6節第4 医療救護活動への備え」に準ずる。

4 緊急輸送活動への備え

町は、発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策として、「本計画第2編第1章第6節第1 緊急輸送への備え」に準じて実施する。

また、整備業者等との間で締結している「交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定」等の推進を図るとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

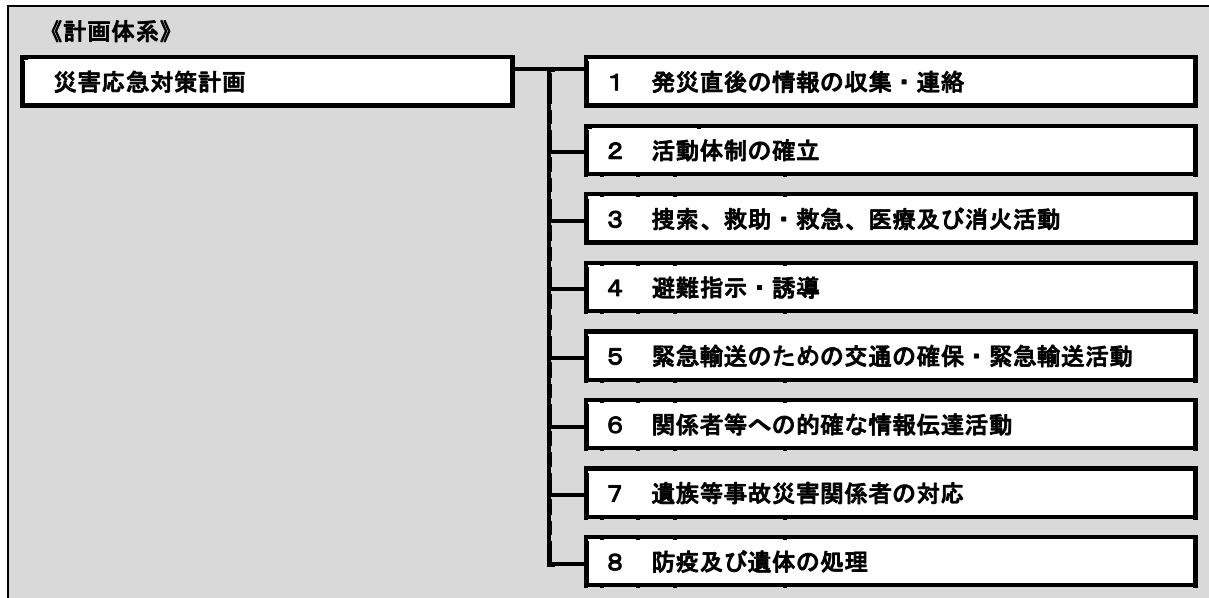
町は、家族等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努める。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

町は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努める。

第2節 災害応急対策計画

町は、関係機関と連携して、航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、次の対策を講じる。



関係部課	防災安全課
関係機関	坂東消防署境分署

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 航空事故情報等の収集・連絡

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を町長又は警察官に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

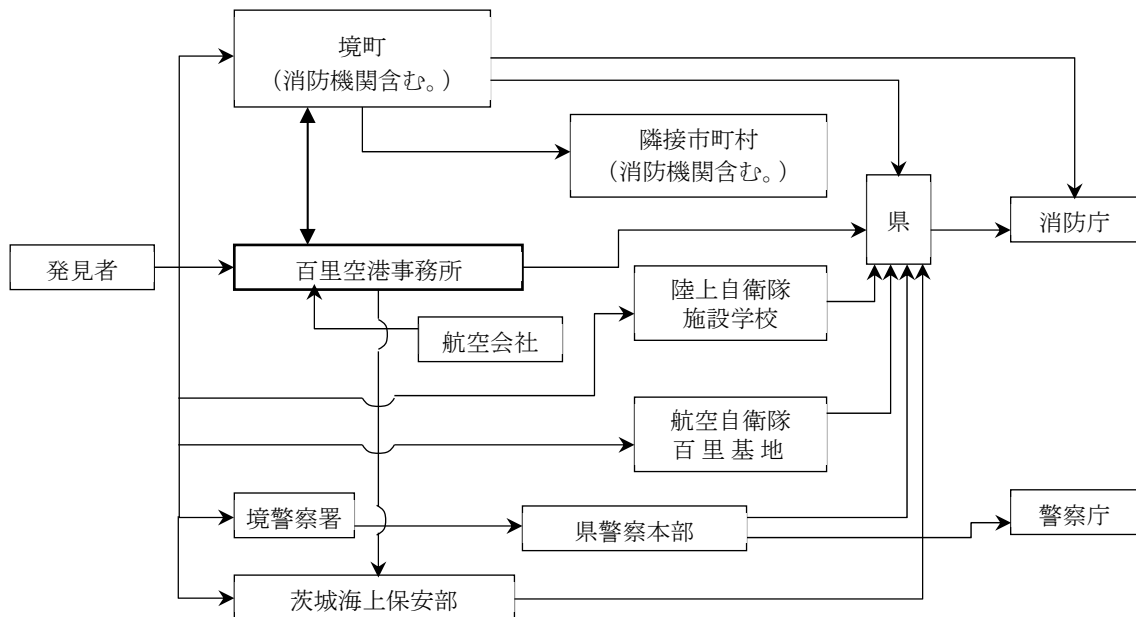
町は、航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生との連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

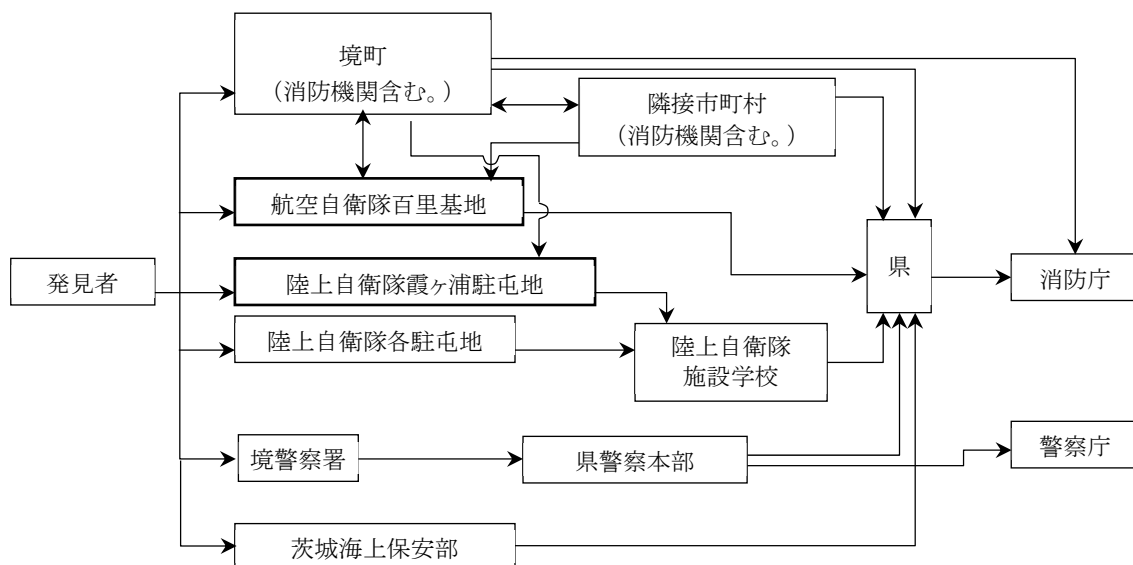
(2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

<民間機の場合>



<自衛隊機の場合>



<連絡先一覧>

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527〔宿直室 03-5253-7777〕
百里空港事務所	航空管制運航情報官	0299-54-0672（同 左）
茨城海上保安部	警備救難課	029-262-4304（同 左）
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234（同 内線 302）
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	029-842-1211 内線 2410（同 内線 2302）
航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331 内線 231（同 内線 215）
茨城県	消防安全課	029-301-2896
	防災・危機管理課	029-301-2885（同 左）
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751（総合当直）

（3） 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第2 活動体制の確立

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県計画との整合性を考慮する。

1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、航空災害の状況等により次のとおり定める。

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
特別警戒体制 （事前配備）	①航空事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合 ②その他の状況により副町長が必要と認め、町長の承認を得た場合又は町長から指示された場合	あらかじめ定める防災関係職員	特別警戒本部を設置する。
非常体制	①航空事故により、多数の死傷者等が発生した場合 ②その他の状況により町長が必要と認めた場合	航空事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

<動員配備>

区分	指揮者	動員配備
特別警戒体制	副町長	・ 特別警戒本部を設置 □ 危機管理部長以下危機管理部、防災安全課長、危機管理監、同専門監 □ 副町長 □ 総務部長 □ 秘書公室長 □ 企画部長 □ 町民生活部長 □ 福祉部長 □ 建設農政部長 □ 教育次長 □ 教育（委員会）参事 □ 議会事務局長 □ 上記各部等内の各課・室・センター所長及び農業委員会事務局長 □ 上記各課・室の災害対策検討委員（総括要員） □ その他、各部長等が必要と認める者

2 災害対策本部の設置基準及び内容

職員配備の決定基準は、航空災害の状況等により次のとおり定める。

体制区分	基準	廃止基準
特別警戒体制 （事前配備）	① 航空事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合 ② その他の状況により副町長が必要と認め、町長の承認を得た場合又は町長から指示された場合	① 航空事故による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合 ② その他副町長が必要なしと認め、町長の承認を得た場合又は町長から指示された場合
非常体制	① 航空事故により、多数の死傷者等が発生した場合、 ② その他の状況により町長が必要と認めた場合	① 航空事故災害応急対策をおおむね完了した場合 ② その他町長が必要なしと認めた場合

3 広域的な応援体制

町は、町内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、「本計画第2編第2章第4節第2 他の地方公共団体等に対する応援要請」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る。

4 自衛隊の災害派遣

町は、自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請する。なお、「本計画第2編第2章第4節第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請する。

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

1 搜索活動

消防機関は、災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携して搜索を実施する。

2 救難、救助・救急及び消火活動

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

町は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

3 資機材等の調達等

原則として、消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、当該活動を実施する機関が携行する。

町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

4 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。

町は、「本計画第2編第2章第3節第6 応急医療」に準じ、防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行う。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「本計画第2編第2章第5節第2 避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。

第4 避難指示・誘導

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、「本計画第2編第2章第2節第1 2 避難情報の発令」に準じて実施する。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

町は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。また、町、県（土木部、警察本部）、道路管理者は、

緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。交通規制に当たっては、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

2 住民への広報

町は、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求める。また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施する。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

町は、関係者等への的確な情報伝達について、「本計画第2編第2章第2節第2 発災前の災害情報活動及び避難情報の発令」に準ずるほか、次により実施する。

1 情報伝達活動

町は、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等による。

- ・町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難指示及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者等からの問合せに対する対応

町は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問合せに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第7 遺族等事故災害関係者の対応

町は、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応する。

第8 防疫及び遺体の処理

町は、発災時の防疫及び遺体の処理について、「本計画第2編第2章第7節第4 災害廃棄物等の処理・防疫・障害物の除去及び同節第5 行方不明者等の搜索」に準じて実施する。

また、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意する。

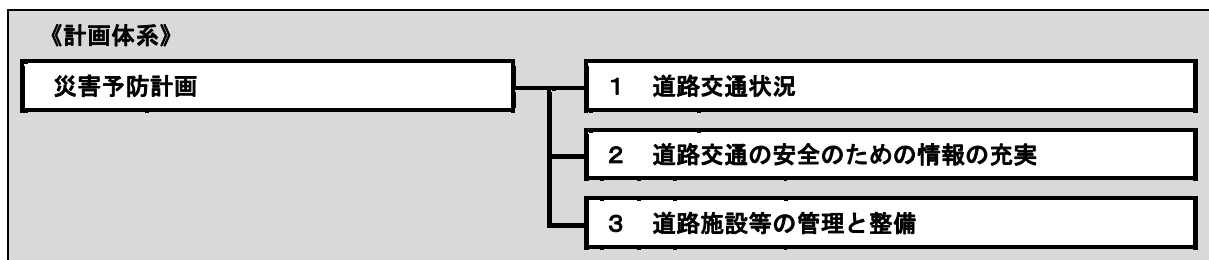
第5編 一般災害対策計画

第2章 道路災害対策計画

第1節 災害予防計画

本計画は、町内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、高速道路等の構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について定める。

町は、関係機関と連携して、道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、次の対策を講じる。



関係部課	防災安全課、建設課、都市計画課
関係機関	坂東消防署境分署

第1 道路交通状況

1 町の交通体系

町の骨格的な幹線道路網は、国道2路線と県道8路線によって構成されており、首都圏中央連絡自動車道や国道354号バイパスの整備が進められている。なお、首都圏中央連絡自動車道は、境古河ICを有し、町と首都圏を結ぶ重要な幹線として、羽田、成田、茨城各空港まで約1時間半という重要な交通路線である。

2 茨城県における緊急輸送道路の指定状況

県は、災害時に輸送路を確保するため、広域的な輸送に必要な主要幹線道路として第1次緊急輸送道路及び防災活動の重要拠点施設である町役場等の主要な拠点と接続する幹線道路として第2次緊急輸送道路を指定している。

資料編：8-1 緊急輸送道路

第2 道路交通の安全のための情報の充実

1 気象情報の伝達

道路管理者は、水戸地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

2 道路の異常に関する情報の収集・伝達

道路管理者は、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され災害が発生するおそれがある場合に道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図る。

第3 道路施設等の管理と整備

1 管理する施設の巡回及び点検

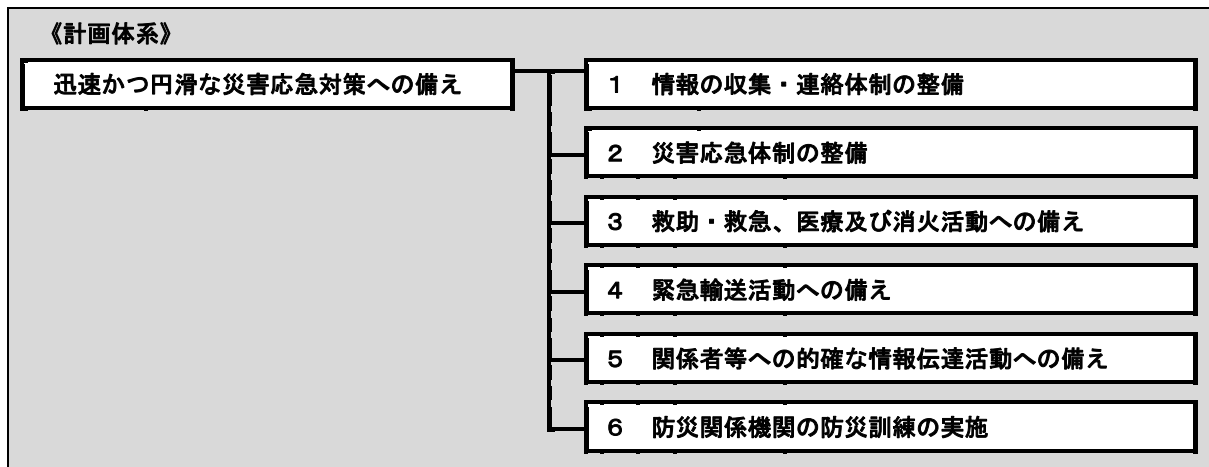
道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、大雨、洪水などの直後に施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施する。

2 安全性向上のための対策の実施

道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え



関係部課	防災安全課、建設課、都市計画課
関係機関	坂東消防署境分署

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡

町は、大規模な道路災害が発生した場合に備え、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの体制の整備を推進する。

2 通信手段の確保

町は、非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段について、「本計画第2編第1章第5節第1 通信手段の確保及び第2章第2節第1 通信手段の確保」に準じて実施する。

第2 災害応急体制の整備

1 職員の体制

町は、道路管理者と連携して、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。また、災害応急体制を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じる。

2 防災関係機関相互の連携体制

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要である。

各機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

町は、「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき周辺市町村の相互応援を迅速かつ確実なものとするために、連携体制の整備に努める。

坂東消防署境分署は、「茨城県広域消防相互応援協定」に基づき周辺の広域消防体制を整えとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

1 救助・救急活動への備え

町は、道路管理者と連携して、迅速な救助・救急活動を行うため、救助工作車、救急車、照明車等及び応急措置の実施に必要な救助・救急活動用資材の整備に努める。

2 医療活動への備え

町は、医療活動への備えとして、「本計画第2編第1章第6節第4 医療救護活動への備え」に準じて実施する。

3 消火活動への備え

道路管理者及び消防機関は、平常時より機関相互間の連携の強化を図る。

第4 緊急輸送活動への備え

町は、災害時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じ「災害時における交通誘導・警戒業務に関する協定」（平成9年7月2日締結）に基づき、警備業者の協力を得て災害時の交通誘導を円滑に実施するとともに、発災後において、交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、平常時から周知を図る。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

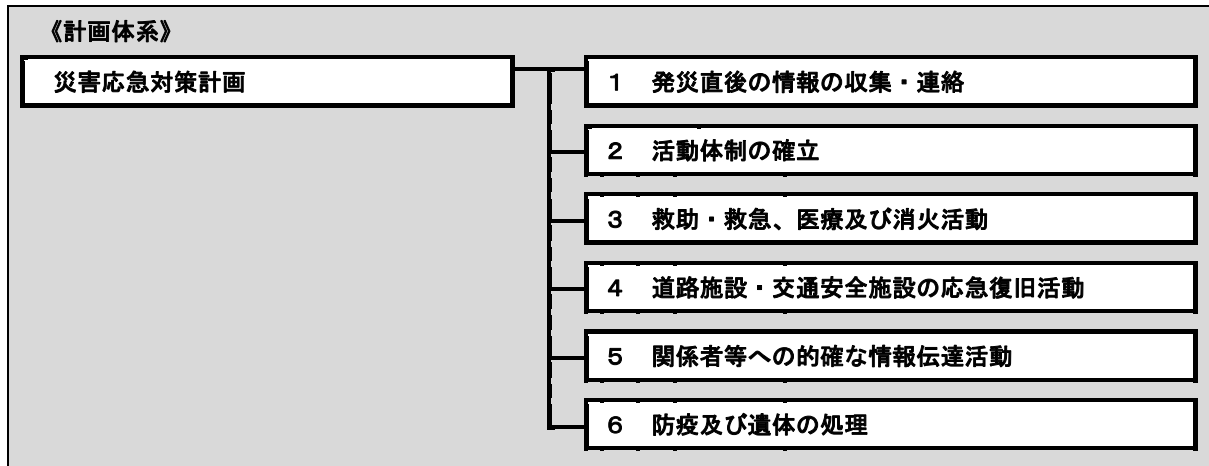
町は、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制についてあらかじめ計画するよう努める。

第6 防災関係機関の防災訓練の実施

町は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、トンネル内事故、落盤事故、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努める。

第3節 災害応急対策計画

町は、関係機関と連携して、道路災害が発生した場合、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、次の対策を講じる。



関係部課	防災安全課、建設課、都市計画課
関係機関	坂東消防署境分署

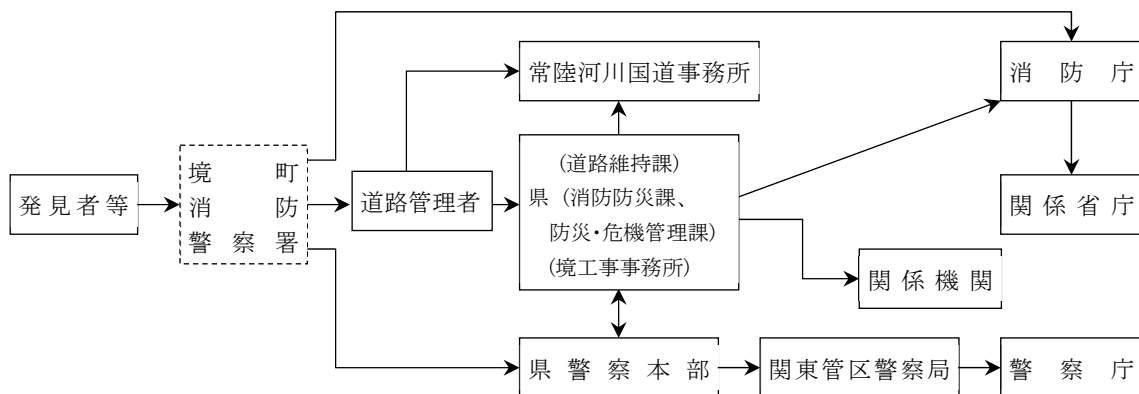
第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

町は、大規模な道路災害の発生又は発生するおそれに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

2 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



※ [] の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。

<連絡先一覧>

機関名	担当部署	電話番号
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (昼)
	宿直室	03-5253-7777 (夜間)
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-244-6346 (同 左)
茨城県	消防安全課	029-301-2896 (昼)
	防災・危機管理課	029-301-2885 (夜間)
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直)

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な非常体制をとる。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、次のとおり定める。

体制	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
特別警戒体制 (事前配備)	①道路事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ②その他の状況により副町長が必要と認め、町長の承認を得た場合又は町長から指示された場合	あらかじめ定める 防災関係職員	特別警戒本部を設置する。
非常体制	①道路事故により、多数の死傷者が発生した場合 ②その他の状況により町長が必要と認めた場合	道路事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

<動員配備>

区分	指揮者	動員配備
特別警戒体制	副町長	・特別警戒本部を設置 □危機管理部長以下危機管理部、防災安全課長、危機管理監、同専門監 □副町長 □総務部長 □秘書公室長 □企画部長 □町民生活部長 □福祉部長 □建設農政部長

区分	指揮者	動員配備
		☐ 教育次長 ☐ 教育（委員会）参事 ☐ 議会事務局長 ☐ 上記各部等内の各課・室・センター所長及び農業委員会事務局長 ☐ 上記各課・室の災害対策検討委員（総括要員） ☐ その他、各部長等が必要と認める者

災害対策本部の設置基準及び内容は、次のとおり定める。

体制区分	基準基準	廃止基準
特別警戒体制 （事前配備）	①道路事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ②その他の状況により副町長が必要と認め、町長の承認を得た場合又は町長から指示された場合	①道路事故による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合 ②その他副町長が必要なしと認め、町長の承認を得た場合又は町長から指示された場合
非常体制	①道路事故により、多数の死傷者が発生した場合 ②その他の状況により町長が必要と認めた場合	①道路事故災害応急対策をおおむね完了した場合 ②その他町長が必要なしと認めた場合

2 広域的な応援体制

町は、町内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、「本計画第2編第2章第4節第2 他の地方公共団体等に対する応援要請」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る。

3 自衛隊の災害派遣

町は、自衛隊の災害派遣の必要性を道路災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、「本計画第2編第2章第4節第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて直ちに県に要請を依頼する。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

坂東消防署境分署は、「消防広域相互応援協定」等に基づき関係機関と協力し、傷病者等の救出・救助にあたる、また、必要により県を通じ緊急消防援助隊の派遣について要請する。

2 資機材等の調達

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

3 医療活動

町は、道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送について、県に依頼し、県が消防防災ヘリコプター等を活用し実施する。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対して十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人等の要配慮者に対する心のケア対策を実施する。

さらに、「本計画第2編第2章第3節第6 応急医療」に準じ、防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送などの医療救護活動を行う。

4 消火活動

坂東消防署境分署は、火災の状況を把握し、迅速に消火活動を実施する。

第4 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

町は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施する。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

町は、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。

この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送による。

- ・町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難指示及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問合せに対する対応

町は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問合せに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第6 防疫及び遺体の処理

町長は、被災地における感染症対策について、「防疫組織」を編成し、保健所と緊密な連携をとりながら実施し、県の指示により、防疫措置等を行う。

遺体の処理は、災害対策本部において避難所班又は医師が境町消防団その他奉仕団等の協力により処理場所を借上げ、次の方法により処理する。ただし、災害対策本部において実施できないときは、警察等関係機関の出動応援を求める。

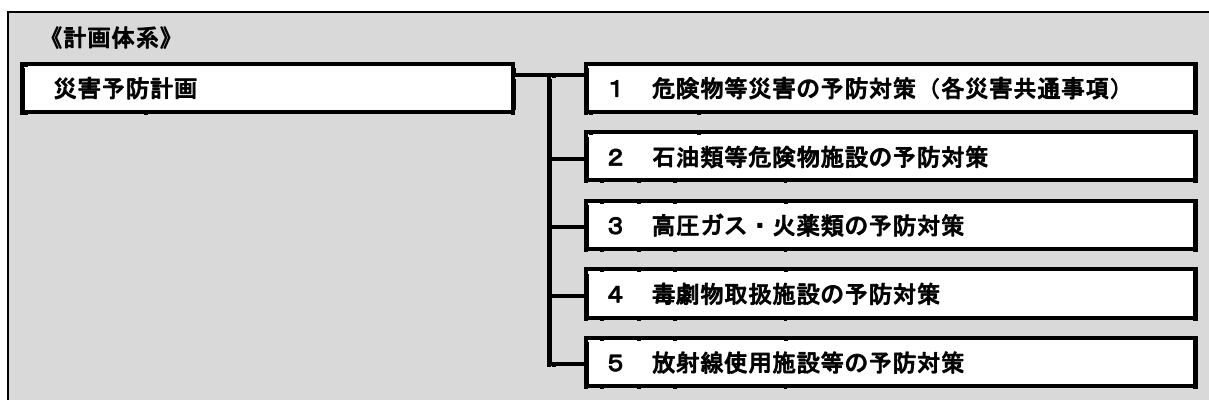
第5編 一般災害対策計画

第3章 危険物等災害対策計画

第1節 災害予防計画

本計画は、町内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（放射性同位元素又はそれを含有する物質等放射線を放出する物質）をいう。以下同じ。）の漏えい・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定める。

町は、関係機関及び関係団体と連携して、危険物等災害の発生を予防するとともに、危険物等災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、次の対策を講じる。



関係部課	防災安全課
関係機関	坂東消防署境分署

第1 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）

1 危険物等関係施設の安全性の確保

（1）保安体制の確立

事業者（危険物等の貯蔵・取扱いを行う者（以下本章において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置及び貯蔵、取扱施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。また、災害が生じた場合は、その原因の徹底的な究明に努め、再発防止に資する。

町は、消防機関と連携して、必要に応じ、立入検査等を実施し、危険物等保管状態、自主保安体制等実態を把握し、資機材を整備、充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。また、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

（2）保安教育の実施

町は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

事業者は、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

2 災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

町は、事業者と連携して、危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備する。

また、災害時の情報通信手段について、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努める。

(2) 職員の体制

町は、事業者と連携して、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じる。

(3) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時、防災関係機関相互の連携体制が重要である。

各機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

町は、「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき周辺市町村の相互応援を迅速かつ確実なものとするために、連携体制の整備に努める。

坂東消防署境分署は、「茨城県広域消防相互応援協定」に基づき周辺の広域消防体制を整えとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

町は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努めるよう指導する。

4 緊急輸送活動への備え

町は、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図る。

5 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

町は、事業者に対し、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるよう指導する。

また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努める。

6 避難の受入体制の整備

町は、事業者に対し、あらかじめ、避難場所・避難路を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行うよう指導する。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施

町は、事業者に対し、危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにするなど、実践的で、相互に連携した訓練の定期的・継続的な実施を推進するとともに、訓練後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう指導する。

8 災害復旧への備え

町は、事業者に対し、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう指導する。

9 防災知識の普及、住民の訓練

町は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

第2 石油类等危険物施設の予防対策

石油类等危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの）施設に関する予防対策は、共通事項に定めるほか次のとおりとする。

【※消防法第2条第7項：「危険物」の定義】

1 施設の保全

〔事業者〕

消防法第12条及び同法第14条の3の2等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

【※消防法第12条：施設の基準維持義務】

【※同法第14条の3の2：定期点検義務〔基準維持の保安検査〕】

2 石油貯蔵タンクの安全対策

（1）地盤対策

〔消防機関〕

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導する。

(2) 防災設備の強化

〔事業者〕

耐震、防火上の配慮と防油堤の強化及び敷地周辺の防護措置の強化を図る。

(3) 防災管理システムの強化

〔事業者〕

漏えい、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図る。

3 保安体制の確立

〔事業者〕

消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、隣接する事業所間との自衛消防隊の相互協力体制の強化を図る。

【※消防法第14条の2：予防規定の作成義務】

〔消防機関〕

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第3 高圧ガス・火薬類の予防対策

高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されるもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

【※高圧ガス保安法第2条：「高圧ガス」の定義】

【※火薬取締法第2条：「火薬類」の定義】

1 一般高圧ガス（毒性ガスを除く高圧ガス）・火薬類対策

(1) 高圧ガス等の保安検査、立入検査

〔県（防災・危機管理部）〕

火薬類、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、運搬、消費及び取扱い等を規制し、指導を行う。

(2) 保安団体の活動の推進

〔県（防災・危機管理部）〕

関係業種別に保安団体の自主保安活動の積極的な推進を指導する。

(3) 火薬類搬送時の安全指示

〔県（警察本部）〕

火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要があるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示を行う。

2 毒性ガス対策

(1) 毒性ガス取扱施設に係る事故対策の推進

〔事業者〕

事業所の所在する自治体等が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施する。

被害を最小限に止めるため、事業所の立地条件及び施設の配置状況を勘案し、風向計等を設置する。

発災時の近隣住民の避難のために、必要な広報手順、ガスマスク等防災用機器の整備を図るとともに、市町村等行政機関と日頃から連携を密にし、対策を講じる。

また、関連事業者による有毒ガス事故対策協議会等を結成するなどして、発災時における応急対策の協力体制の整備に努める。

〔県（防災・危機管理部）〕

発災時における迅速な被害防止体制の確立を図るため、毒性ガス取扱事業所に必要な情報について、所在地の所轄消防署に提供する。

また、毒性ガス施設の事故による被害防止を図るため、隣接県との間で、平常時から毒性ガス施設の分布状況、関係機関の窓口など所要の情報交換を行う。

〔町〕

毒性ガス漏えいを想定し、住民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておく。また、事業者との緊急連絡体制を整備する。

3 都市ガスの予防対策

〔消防機関〕

消防法の規定に基づき、必要に応じ、火災予防査察を実施し、火災の未然防止を図る。また、災害予防上必要と認めるときは、ガス事業者に対し保安上とるべき措置について通報する。

当該災害予防上の措置について通報する範囲は関係機関と協議の上、別途計画する。

〔事業者〕

前記通報を受けたときは、直ちに防災上必要な対策を講じることができる体制を整備する。

4 大規模な地階のガス漏れ及び爆発事故予防対策

(1) 関係機関による「申し合わせ」の作成

〔町、事業者等関係機関〕

大規模な地階^{※1}（以下「地階」という。）の存する市町村にあっては、ガス事業者等関係機関と緊急時における初動体制、現場における措置等について「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」を作成し、ガス事故防止体制の強化を図る。

※1 「大規模な地階」の定義：

消防法施行令別表1（1）から（4）まで、（5）のイ、（6）及び（9）のイに掲げる防火対象物の地階で、床面積の合計が1,000㎡以上のもの及び消防法施行令別表1（16）のイに掲げる防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000㎡以上でかつ同表（1）から（4）まで、（5）の項のイ、（6）又は（9）のイに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が500㎡以上のものをいう。

（2） 保安規程等の提出

〔事業者〕

ガス事業法第24条、第64条及び第97条の規定に基づき経済産業大臣に届け出ることとされている（簡易ガス事業者はこれを準用する。）保安規程の写しを、ガスの供給区域を管轄する町長又は消防署長に提出する。

ガス事業者と液化石油ガス販売事業者は、毎年度導管及び遮断装置に係る図面を消防署長に提出する。ただし、既に提出した図面に変更がない場合及び軽易な変更のものについてはこの限りではない。

【※ガス事業法第24条：保安規定義務（ガス小売事業者）】

【※同法第64条：保安規定義務（一般ガス導管事業者）】

【※同法第97条：保安規定義務（ガス製造事業者）】

（3） 災害訓練の実施

〔事業者〕

ガス事業者と液化石油ガス販売業者及び地階管理者は、関係機関の協力を得てガス災害訓練を毎年1回以上実施する。

（4） 関係機関の協力の推進

〔事業者〕

ガス事業者と液化石油ガス販売事業者、若しくは保安機関（販売事業者から委託を受けて消費者の点検を行う機関）は、地階の定期点検の実施に当たっては、事前に消防機関に点検計画を連絡するとともに、消防機関が実施する地階に対する予防査察について協力する。

〔消防機関、事業者〕

地階の関係者に対し、ガス漏れ災害を防止するための平常時及び緊急時の指導を協力して行い、日頃からガス漏れ災害時の協力が得られるようにしておく。

（5） 町ガス災害対策協議会の設置

〔町〕

地階を有する町は、ガス災害に関し、関係機関を構成員とするガス災害対策協議会を設け、所要の連絡調整を図る。

第4 毒劇物取扱施設の予防対策

毒劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

【※毒物及び劇物取締法第2条：「毒物」の定義】

1 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

（1）登録施設に対する指導

〔県（保健福祉部）〕

毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務づけられている施設に対しては、危害防止規定の整備を指導する。

（2）登録外施設に対する指導

〔県（保健福祉部）〕

上記登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物又は劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

2 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

（1）危害防止規程の整備

〔事業者〕

毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備する。

① 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

② 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

- ア 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱いの作業を行う者
- イ 設備等の点検・保守を行う者
- ウ 事故時における関係機関への通報を行う者
- エ 事故時における応急措置を行う者

③ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造施設、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

④ ③に掲げる毒物又は劇物関連施設の整備又は補修に関する事項

⑤ 事故時における関係機関への通報及び応急措置に関する事項

⑥ ②に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

第5 放射線使用施設等の予防対策

放射線使用施設等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に規定される放射性物質等を取り扱う施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に規定される核燃料物質の使用施設（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第4号に規定する事業所を除く。）及び放射性物質の運搬（原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者が行う核燃料物質等の事業所外運搬を除く。））に係る予防対策は共通事項に定めるほか、次のとおりとする。

【※原子力災害対策特別措置法第2条第4号：「原子力事業所」の定義】

【※同法第2条第3号：「原子力事業者」の定義】

1 保安体制の強化

〔放射線使用者（放射性物質等を取り扱う者）〕

漏えいすることによる環境汚染等の被害を防止するため、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

2 維持管理指導の推進

〔国〕

放射線使用者に対し、災害時における措置を放射線障害予防規定に定める等、法令に基づき適正に維持管理するよう、指導の徹底を図る。

3 医療監視の実施

〔県（保健福祉部）〕

医療法第25条第1項に基づく医療監視を行い、放射線使用施設等（医療機関）に対し、医療法施行規則第4章「医療用放射線の防護」の章の規定を遵守するよう、監視結果に基づき指導するとともに、施設管理者が空間放射線量の増加と空気中あるいは水中での放射能、化学薬品等による人的災害の防止のための措置を講じるよう指導する。

【※医療法第25条第1項：報告又は立入及び検査の権限】

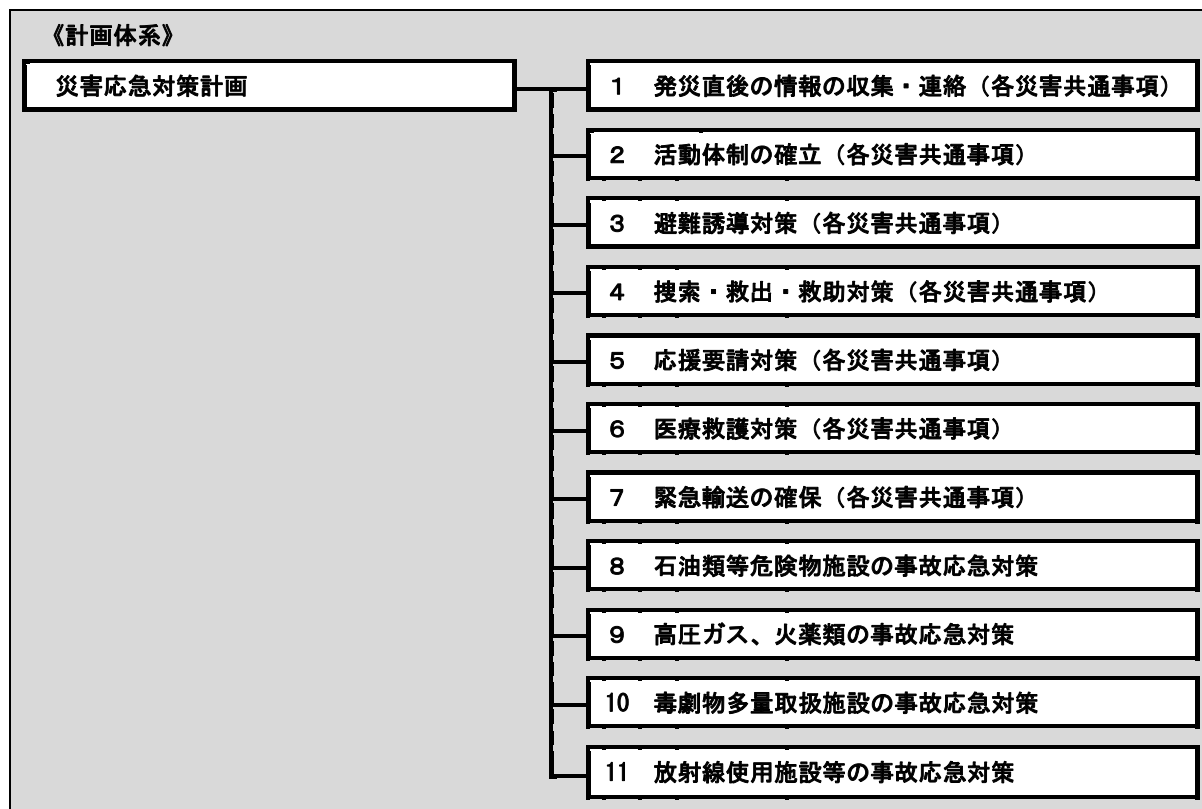
4 運搬時の安全確保

〔県（警察本部）〕

放射性物質又はそれにより汚染された物を運搬する旨の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について必要な指示をする等により、運搬による災害発生防止を図る。

第2節 災害応急対策計画

町は、関係機関と連携して、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、次の対策を講じる。



関係部課	総務課、防災安全課、建設課、都市計画課、上下水道課
------	---------------------------

第1 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）

1 災害情報等の収集・連絡

町は、危険物等災害の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行く。

2 被害状況の収集・把握

町は、消防機関と連携して、自地域内に被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するとともに、消防庁に対しても、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

3 災害情報の通報

危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を町長又は警察官に通報する。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力する。この通報を受けた警察官は、その旨速やかに町長に、また、町長は、県、その他関係機関に通報する。

4 住民等への情報提供

町及び防災関係機関は、相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、一般県民等へ適切に提供する。

また、情報の伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等による。

第2 活動体制の確立（各災害共通事項）

1 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な非常体制をとる。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、次のとおり定める。

体制	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
特別警戒体制 (事前配備)	①危険物等事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ②その他の状況により副町長が必要と認め、町長の承認を得た場合 又は町長から指示された場合	あらかじめ定める防災関係職員 (特別警戒体制の動員配備)	特別警戒本部を設置する。
非常体制	①危険物等事故により、多数の死傷者が発生した場合 ②その他の状況により町長が必要と認めた場合	危険物等事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

<動員配備>

区分	指揮者	動員配備
特別警戒体制	副町長	・特別警戒本部を設置 □危機管理部長以下危機管理部、防災安全課長、危機管理監、同専門監 □副町長 □総務部長 □秘書公室長 □企画部長 □町民生活部長 □福祉部長 □建設農政部長 □教育次長 □教育（委員会）参事 □議会事務局長 □上記各部等内の各課・室・センター所長及び農業委員会事務局長 □上記各課・室の災害対策検討委員（総括要員） □その他、各部長等が必要と認める者

災害対策本部の設置基準及び内容は、次のとおり定める。

体制区分	基準基準	廃止基準
特別警戒体制 （事前配備）	①危険物等事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ②その他の状況により副町長が必要と認め、町長の承認を得た場合又は町長から指示された場合	①危険物等事故による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合 ②その他副町長が必要なしと認め、町長の承認を得た場合又は町長から指示された場合
非常体制	①危険物等事故により、多数の死傷者が発生した場合 ②その他の状況により町長が必要と認めた場合	①危険物等事故災害応急対策をおおむね完了した場合 ②その他町長が必要なしと認めた場合

第3 避難誘導対策（各災害共通事項）

町は、消防機関と連携して、危険物等災害においては、人命最優先を第一とし、相互に緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図る。この際、視聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等による。

第4 搜索・救出・救助対策（各災害共通事項）

消防機関は、被災者に対して、相互に連携して搜索・救出・救助を行う。

第5 応援要請対策（各災害共通事項）

1 自衛隊の災害派遣要請

町は、自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断し、必要と認められた場合、「本計画第2編第2章第4節第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請する。

2 応援要請

町、消防機関は、「本計画第2編第2章第4節第2 他の地方公共団体等に対する応援要請」に準じる。

第6 医療救護対策（各災害共通事項）

町、病院、医療ボランティア等は、「本計画第2編第2章第3節第6 応急医療」に準じて実施する。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「本計画第2編第2章第5節第2 避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。

第7 緊急輸送の確保（各災害共通事項）

町は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行等を禁止するなどの交通規制を行い、必要に応じて警備業者等の応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとる。

第8 石油类等危険物施設の事故応急対策

1 危険物火災等の応急対策

〔発災事業所〕

火災が発生した場合は、直ちに、119番通報するとともに、自衛消防組織を動員する。

〔消防機関、事業所の自衛消防組織〕

直ちに、危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行う。この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮する。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じる。

〔町・消防機関〕

町は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導する。

2 危険物の漏えい応急対策

（1）非水溶性危険物の漏えい対策

石油類等油脂類が河川等に漏えいした場合は、関係者は応急対策をとる。

〔排出の原因者〕

直ちに土のう設置や排水溝閉止、オイルフェンス展張等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に 119 番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏えい危険物の回収を行う。

回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材は早期に手配するものとし、回収に当たっては消防機関等の指示に従う。

〔消防機関〕

直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等による漏えい範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとる。

また、排出の原因者をして、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施する。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力する。

なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用する。

有毒ガスが発生している場合又は発生するおそれのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行う。

〔町〕

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

河川管理者等の協力要請があった場合又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施する。

また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させる。なお、処分までの一時保管に当たっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導にあたる。

（2）水溶性危険物の漏えい対策

アルコール等水溶性の危険物が漏えいした事故においては、次の応急対策をとる。

〔排出の原因者〕

直ちに土のう設置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に 119 番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、耐

アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏えい危険物の回収を行う。回収に当たっては、消防機関等の指示に従う。

〔消防機関〕

直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとる。

また、排出の原因者をして、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施する。

〔町〕

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

河川管理者等の協力要請があった場合又は地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施する。

回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させる。なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導する。

3 浄水の安全確保

〔消防機関・町〕

危険物の漏えい事故発生を確認した場合は、直ちに、当該漏えい地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに当該水道事業者に対し、又は直接浄水場に漏えい事故発生の旨を通報する。

〔浄水場管理者〕

浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展張、取水停止等適切な措置をとる。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進する。

第9 高圧ガス、火薬類の事故応急対策

1 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

〔事業者〕

直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏えい防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝えるものとし、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は警察官へ届け出る。

自らの防御措置の実施が不可能な場合は、（社）茨城県高圧ガス保安協会及び地域防災協議会等へ協力を要請する。

〔町・消防機関〕

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

〔(一社)茨城県高圧ガス保安協会、茨城県火薬類保安協会〕

協力要請に基づき、事業所の実施する応急対策に協力する。その際は防災関係機関と連絡を密にし、あたる。

2 毒性ガス応急対策

〔事業者〕

直ちに施設等の応急点検を実施し、シャットダウン等応急の漏えい防止措置をとり、可能な場合は固定消火設備等を活用し、水噴霧による希釈、吸収措置をとるとともに消防機関に119番通報し、事故発生状況及び毒性ガスの性状を伝えるものとし、毒劇物に該当するものの場合は、保健所にも同様の措置を行う。また、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、風上側に占位することに留意し、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤等による中和除害措置及びビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を実施する。自ら実施が不可能な場合は、県高圧ガス保安協会又は県地域防災協議会等へ協力を要請する。

〔消防機関、町〕

発災事業所から有毒ガスの性状、漏えい状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、迅速に住民等へ広報する。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏えい継続時間、拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導を行う。

〔(一社)茨城県高圧ガス保安協会、茨城県地域防災協議会〕

発災事業所又は県の要請を受けた場合、直ちに、応急措置の実施について発災事業所に協力する。

3 都市ガスの応急対策

〔事業者〕

直ちに、ガス供給の停止等応急措置をとり、応急点検を実施するとともに、119番通報する。漏えいガスの滞留による引火爆発防止のため、可燃性ガス濃度を測定し安全を確認するなどし、消防機関等に協力する。

火災発生時は、直ちに消火活動を行う。

〔町、消防機関〕

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

4 大規模な地階のガス漏れ爆発事故応急対策

(1) ガス漏えい対策

〔地階管理者〕

直ちに応急点検を実施し、ガス供給ラインの停止など必要な措置をとりガス漏えいを防止し、着火源の遮断、ガス、蒸気の建物外への排出、拡散を図る等爆発防止措置をとるとともに、地階に位置する人の速やかな退避誘導と火気使用厳禁について、緊急広報する。速やかに119番通報し、事故の状況、実施した応急措置を消防機関に伝える。

また、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者に直ちに通報する。

〔消防機関〕

ガス事業者、液化石油ガス販売事業者と協力し、ガス検知管等を用い安全を確認しつつ、地階に位置する人の退避を誘導するものとし、現場付近の火気使用の厳禁を広報する。負傷者の救急搬送に備え、あらかじめ救急車を適切な位置に待機させる。

応急対策を行う場合は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮する。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用する。

〔ガス業者、液化石油ガス販売事業者〕

消防機関の協力のもと、ガス漏えい防止措置、その他応急対策を実施する。

〔町〕

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。避難及び火気使用の厳禁の広報を行うとともに、医療機関と調整し、負傷者の受入体制を整える。

（2） ガス爆発対策

〔地階管理者〕

直ちに、119番通報し、事故の状況、実施した応急措置、負傷者等の発生状況を消防機関に伝える。

また、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者に直ちに連絡する。

〔消防機関〕

ガス事業者、液化石油ガス販売事業者と協力し、爆発に伴う消火作業を実施するとともに、地階からの脱出誘導、負傷者等の応急手当て、医療機関への救急搬送を行う。二次爆発を警戒し、ガス検知管を使用し安全を確認して活動する。

応急対策を行う場合は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮する。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用する。

〔ガス業者、液化石油ガス販売事業者〕

消防機関と協力して、消火及びガス漏えい防止措置を行う。

〔町〕

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。避難及び火気使用の厳禁を広報するとともに、医療機関へ通報し、受入体制を整える。

第10 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

1 漏えい事故対策

〔事業者〕

直ちに応急点検を行い、シャットダウン等応急措置を実施して漏えい防止措置をとるとともに、消防機関、警察署、保健所に緊急通報し、事故発生状況並びに毒性、化学及び物理的性状を伝える。

また、防護服を着用するなど安全を確保して、漏えい箇所に風上側から接近し、位置して、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤による中和措置、ビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を行う。

自ら実施が不可能な場合は、応急対策協力事業所等へ協力を要請する。

〔消防機関・町〕

毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、住民等に迅速に広報する。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏えい継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行う。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏えい毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行う。

〔応急対策協力危険物等取扱事業所〕

発災事業所や県の要請を受けた場合は、直ちに、防災資機材の提供や応急措置の実施等について協力する。

〔浄水の安全確保〕

消防機関、町、県（各部局）、浄水場、河川管理者は、漏えい物が河川等へ流入する可能性がある場合、「本節第8 3 浄水の安全確保」に準じて応急対策を実施する。

第11 放射線使用施設等の事故応急対策

放射線使用施設等の事故については、次により応急対策を実施する。

〔放射線使用施設等の事業者〕

放射線使用施設等の破損等により放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに町、県、国及び警察機関に事態を通報する。

放射線使用施設等で火災が発生した場合は、消火又は延焼防止に努め、直ちに消防機関に通報するとともに、放射線障害を防止する必要がある場合は、施設内部にいる者等に避難するよう警告するものとし、放射線障害を受けた者（受けたおそれがある者を含む。）を速やかに救出し避難させる。また、汚染が生じた場合は、速やかにその広がり防止及び除去を行う。

放射性物質を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じ安全な場所に移して、その周囲に縄を張り又は標識を設け、かつ見張りを立て、関係者以外が立ち入ることを禁止する等、安全確保のために必要な措置をとる。なお、これら緊急作業を行う場合は、

遮蔽物、かん子又は保護具を用い、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばくをできるだけ小さくする。

また、消防機関等の消火活動等を実施するに当たって、放射性物質の種類、性状、放射線強度及び放射線防護に関する必要な情報を伝えるとともに、放射線測定器・線量計等必要な器具を使用し、消防機関等が実施する応急対策活動に協力する。

〔消防機関〕

消防機関は、その活動に必要な事故内容についての情報を事業者から聴取し、直ちに事業者の放射線監視の下、協同して消火活動等応急対策活動を実施する。

消火に当たっては、水噴霧法や土のう設置等により、消火活動に伴う放射性物質の流出拡散を抑えることに留意する。

なお、応急対策活動の実施に当たっては、隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して活動する。放射線に関する専門家が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応する。

〔町〕

町は、事故に関する情報を収集し、住民等に対し、適時、適切な方法で広報を実施する。

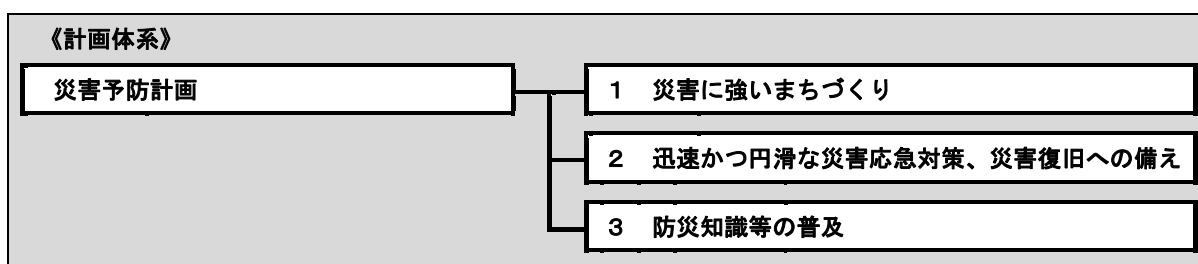
第5編 一般災害対策計画

第4章 大規模な火事災害対策計画

第1節 災害予防計画

本計画は、町内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

町は、関係機関と連携して、大規模な火事災害の発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、次の対策を講じる。



関係部課	防災安全課、建設課、都市計画課
関係機関	坂東消防署境分署

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強い都市構造の形成

町は、市街地の延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

2 建築物の安全対策の推進

町は、町内の建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実を図る。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

町は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 情報の分析整理

町は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成し災害危険性の周知等に生かす。

(3) 通信手段の確保

町は、非常通信体制を含めた大規模火災時における通信手段について、「本計画第2編第1章第5節第1 通信手段の確保及び第2章第2節第1 通信手段の確保」に準じて実施する。

2 災害応急体制の整備

(3) 職員の体制

町は、消防機関と連携して、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じる。

(4) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要である。

各機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化する。

町は、「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき周辺市町村の相互応援を迅速かつ確実なものとするために、連携体制の整備に努める。

坂東消防署境分署は、「茨城県広域消防相互応援協定」に基づき周辺の広域消防体制を整えとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

町は、消防機関と連携して、迅速な救助・救急活動を行うため、必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動への備え

医療活動への備えとしては、「本計画第2編第1章第6節第4 医療救護活動への備え」に準ずる。

(3) 消火活動への備え

茨城県地震被害想定（平成30年）では、町はいずれかの地震によって震度6弱以上の揺れに見舞われる想定となっていることから、同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、海水河川水等自然水利及びため池等指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努める。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、「本計画第2編第1章第6節第1 緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施する。

町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間で締結している「交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定」等の推進を図るとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

5 避難の受入れへの備え

(1) 避難誘導

町は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。

(2) 避難場所

町は、都市公園・公民館・学校等公共施設等を対象に避難場所を指定し、住民への周知徹底に努める。

6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関との連携を図る。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施

大規模災害を想定し、住民参加により、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

第3 防災知識等の普及

1 防災知識の普及

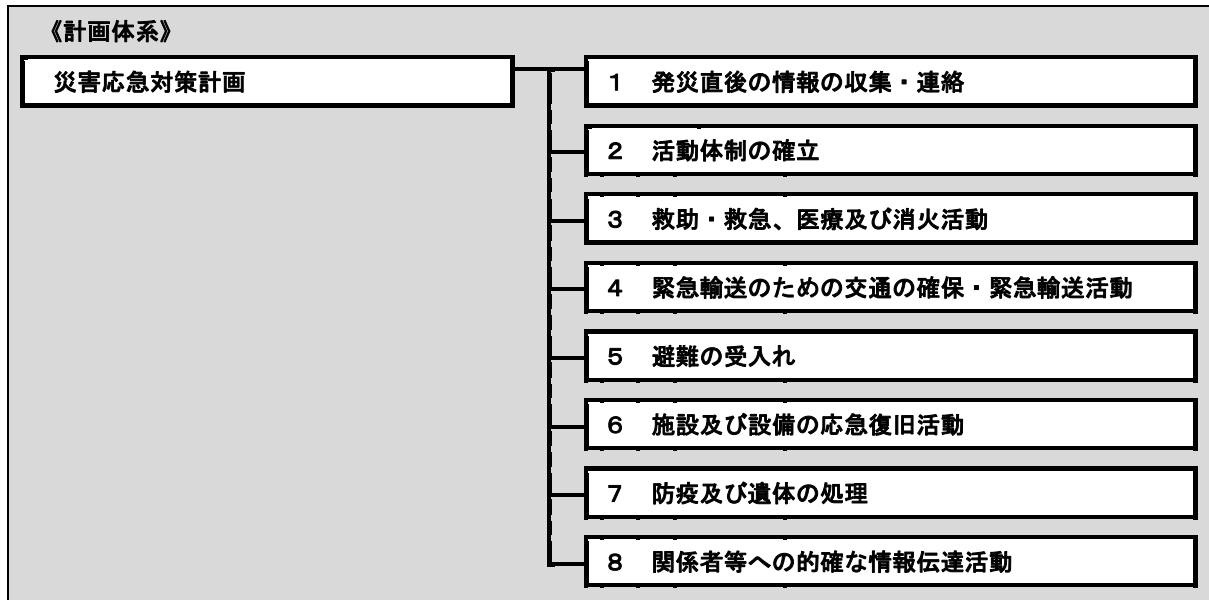
町は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより住民の防災知識の普及、啓発を図る。

2 防災関連施設等の普及

住民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努める。

第2節 災害応急対策計画

危険物等災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。



関係部課	防災安全課、建設課、都市計画課
関係機関	坂東消防署境分署

第1 発災直後の情報の収集・連絡

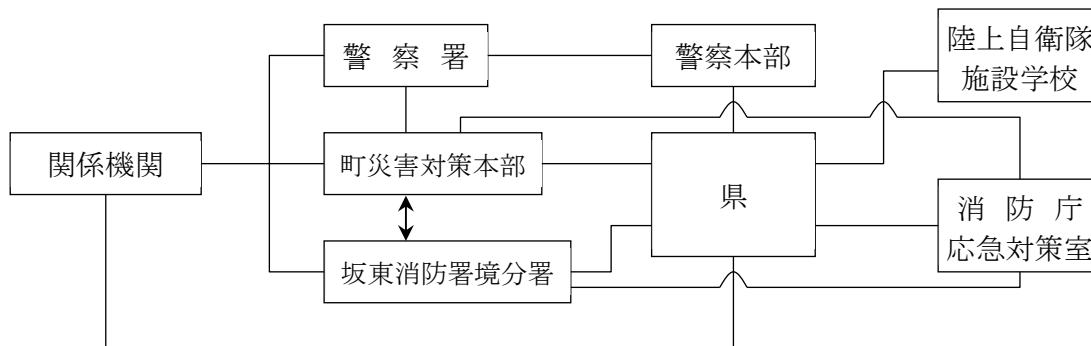
1 災害情報等の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

町は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

2 大規模火災情報等の収集・連絡系統

大規模火災情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



<連絡先一覧>

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 宿直室 03-525-7777 03-5253-7537 (FAX) 03-5253-7553 (FAX)
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 駐屯地当直指令内線 302 内線 234
警察本部	警備課 地域課	029-301-0110 総合当直 029-301-0110 内線 5751 内線 3571
茨城県	消防安全課	029-301-2896 (昼)
	防災・危機管理課	029-301-2885 (夜間)

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な非常体制をとる。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、次のとおり定める。

体制	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
特別警戒体制 (事前配備)	①大規模火災により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ②その他の状況により副町長が必要と認め、町長の承認を得た場合又は町長から指示された場合	あらかじめ定める防災関係職員 (特別警戒体制動員配備)	特別警戒本部を設置する。
非常体制	①大規模火災により、多数の死傷者が発生した場合 ②その他の状況により町長が必要と認めた場合	大規模火災応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

<動員配備>

区分	指揮者	動員配備
特別警戒体制	副町長	・ 特別警戒本部を設置 □ 危機管理部長以下危機管理部、防災安全課長、危機管理監、同専門監 □ 副町長 □ 総務部長 □ 秘書公室長 □ 企画部長 □ 町民生活部長 □ 福祉部長 □ 建設農政部長 □ 教育次長 □ 教育（委員会）参事 □ 議会事務局長 □ 上記各部等内の各課・室・センター所長及び農業委員会事務局長 □ 上記各課・室の災害対策検討委員（総括要員） □ その他、各部長等が必要と認める者

災害対策本部の設置基準及び内容は、次のとおり定める。

体制区分	基準基準	廃止基準
特別警戒体制 （事前配備）	①大規模火災により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ②その他の状況により副町長が必要と認め、町長の承認を得た場合又は町長から指示された場合	①大規模火災による多数の死傷者発生のおそれなくなった場合 ②その他副町長が必要なしと認め、町長の承認を得た場合又は町長から指示された場合
非常体制	①大規模火災により、多数の死傷者が発生した場合 ②その他の状況により町長が必要と認めた場合	①大規模火災応急対策をおおむね完了した場合 ②その他町長が必要なしと認めた場合

2 広域的な応援体制

町内において大規模な火事による災害が発生し、自己の施設及び人員等を活用してもなおかつ応急対策等が困難な場合は、「本計画第2編第2章第4節第2 他の地方公共団体等に対する応援要請」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る。

3 自衛隊の災害派遣

町は、自衛隊の災害派遣の必要性を大規模火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、「本計画第2編第2章第4節第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて、直ちに県に要請を依頼する。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

坂東消防署境分署は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請する。

2 資機材等の調達

活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。必要に応じ、民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行う。

3 医療活動

「本計画第2章第3節第6 応急医療」に準じ、防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び救護所の設置、応急処置の実施、医療機関への搬送などの医療救護活動を行う。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「本計画第2編第2章第5節第2 避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。

4 消火活動

災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、被災地以外の市町村は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

町、県（土木部、警察本部）、道路管理者は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとる。

第5 避難の受入れ

1 避難誘導の実施

町は、発災時に避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行う。

2 避難場所

町は、発災時に必要に応じ避難場所を開設する。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布及び清掃等については、避難者、住民民間防火組織等の協力を得て適切な運営管理を行う。

3 要配慮者への配慮

町は、避難誘導及び避難場所において、高齢者及び障がい者などの要配慮者に十分配慮する。

第6 施設及び設備の応急復旧活動

町は、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第7 防疫及び遺体の処理

町は、発災時の防疫及び遺体の処理については、「本計画第2編第2章第7節第4 災害廃棄物等の処理・防疫・障害物の除去及び同節第5 行方不明者の搜索」に準じて実施する。

第8 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。

この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等による。

- ・町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問合せに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問合せに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

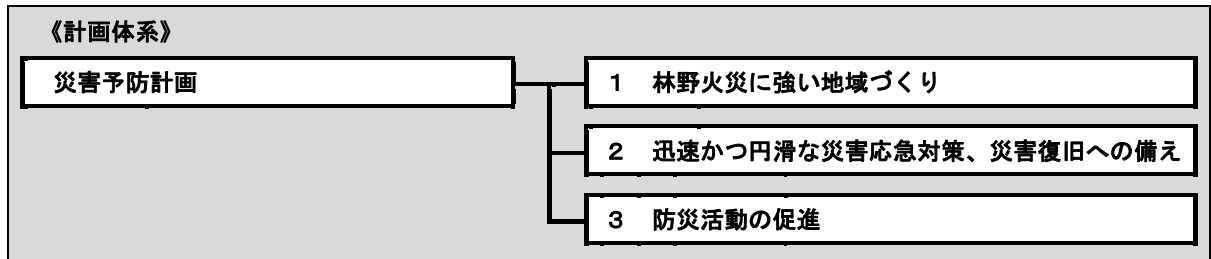
第5編 一般災害対策計画

第5章 林野火災対策計画

第1節 災害予防計画

本計画は、町内において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

林野火災の発生を未然に防止するため、防災関係機関は、平常時から次の対策を講じる。



関係部課	防災安全課
関係機関	坂東消防署境分署

第1 林野火災に強い地域づくり

1 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものであるため、火災の発生しやすい時期に、火災が発生するおそれがある地域について、森林パトロールや予防広報を重点的に実施し、防火思想の普及を図る。

2 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に決定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

町は、林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、林野火災の出火防止と早期発見のためには、平時から消防職員や消防団員などによるパトロールが効果的であることから、多発時期における監視パトロールの強化に

努める。さらに、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図る。

(2) 通信手段の確保

防災情報ネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の通信手段を確保するとともに、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、ヘリコプターテレビ伝送システムの適正な維持管理に努める。一方、住民に対する災害情報等を広報するため、市町村防災行政無線の整備を推進する。

また、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を、非常通信協議会との連携に十分配慮しながら図るとともに、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努める。

非常通信体制を含めた林野火災時における通信手段については、「本計画第2編第1章第5節第1 通信手段の確保及び第2章第2節第1 通信手段の確保」に準ずる。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町は、消防機関と連携して、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要である。

各機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化する。

町は、「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき周辺市町村の相互応援を迅速かつ確実なものとするために、連携体制の整備に努める。

坂東消防署境分署は、「茨城県広域消防相互応援協定」に基づき周辺の広域消防体制を整えとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(3) 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

町は、緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努める。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

町は、迅速な救助・救急活動を行うため、必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動への備え

町は、医療活動への備えとして、「本計画第2編第1章第6節第4 医療救護活動への備え」に準じて実施する。

(3) 消火活動への備え

町は、防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努める。

4 緊急輸送活動への備え

町は、災害時の緊急輸送活動を円滑に行うため、交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、平常時から周知を図る。

5 避難の受入れ、施設・設備の応急復旧活動への備え

町は、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、住民に周知するとともに、災害時の避難誘導計画を作成し、訓練を通して要配慮者に配慮した避難誘導體制の整備に努める。また、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ資機材を整備する。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

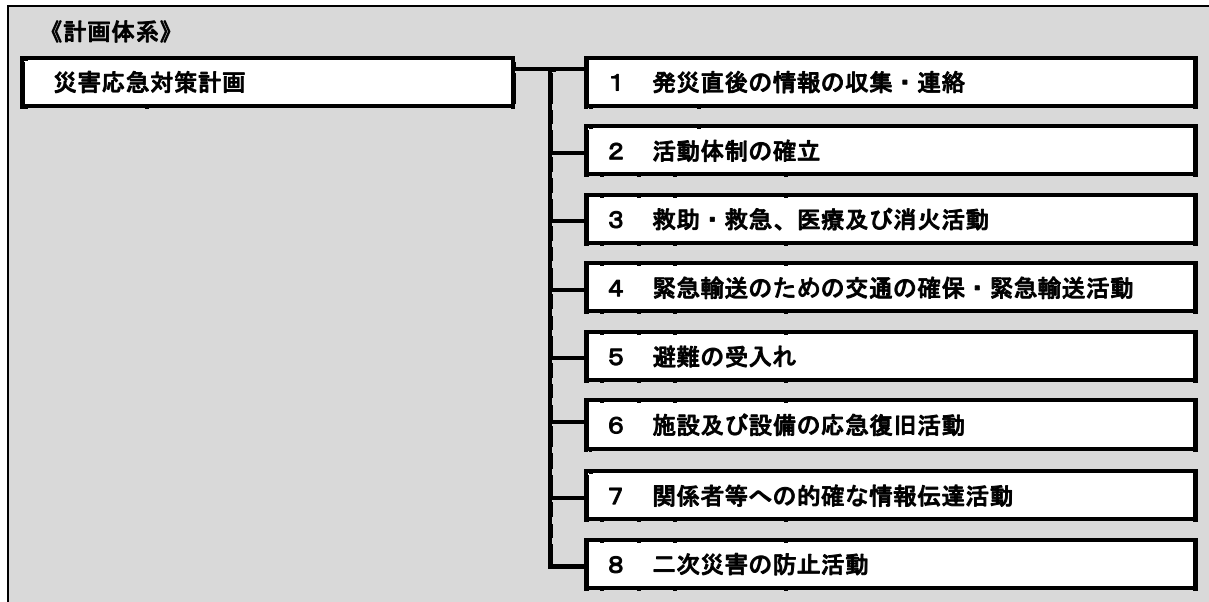
町は、消防機関と連携して、相互に連携し、地域住民等を含めた防災訓練を実施するものとし、様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努める。

第3 防災活動の促進

町は、入山者に対する啓発を実施するとともに、広報誌掲載や立看板の設置等による広報宣伝に努める。

第2節 災害応急対策計画

町は、関係機関と連携して、林野火災が発生した場合に、できるだけ被害を最小限にとどめるため、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、次の対策を講じる。



関係部課	防災安全課、建設課、都市計画課
関係機関	坂東消防署境分署

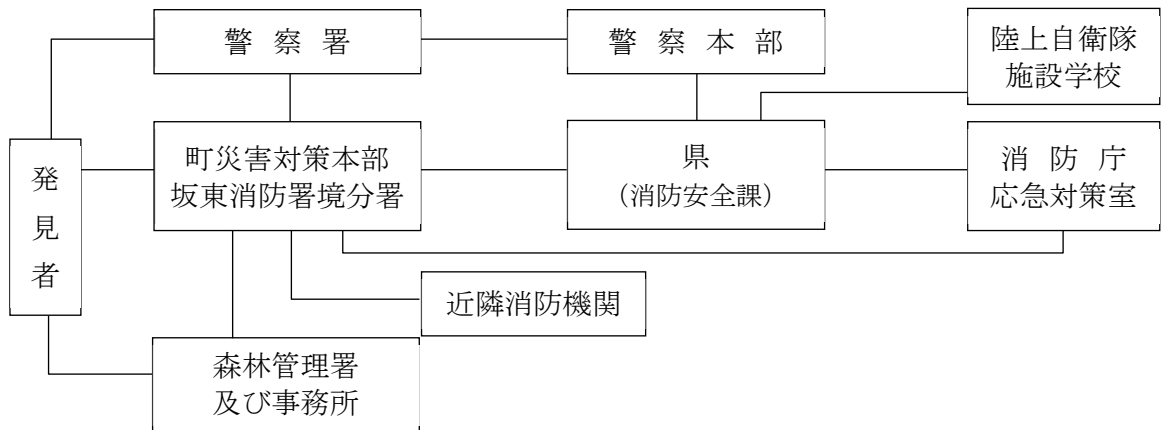
第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 林野火災情報等の収集・連絡

町は、林野火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

2 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



<連絡先一覧>

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 宿直室 03-5253-7777 03-5253-7537 (FAX) 03-5253-7553 (FAX)
陸上自衛隊 施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 駐屯地当直指令 内線 302 内線 234
警察本部	警備課 地域課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直) 内線 3571
茨城県	消防安全課	029-301-2896 (昼)
	防災・危機管理課	029-301-2885 (夜間)

3 応急対策活動情報の連絡

町は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

町は、林野火災発災後速やかに、職員の参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な非常体制をとる。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、次のとおり定める。

体制	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
特別警戒体制 (事前配備)	①林野火災により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ②その他の状況により副町長が必要と認め、町長の承認を得た場合又は町長から指示された場合	あらかじめ定める防災関係職員 (特別警戒体制動員配備)	特別警戒本部を設置する。
非常体制	①林野火災により、多数の死傷者が発生した場合 ②その他の状況により町長が必要と認めた場合	林野火災応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

<動員配備>

区分	指揮者	動員配備
特別警戒体制	副町長	・ 特別警戒本部を設置 □危機管理部長以下危機管理部、防災安全課長、危機管理監、同専門監 □副町長 □総務部長 □秘書公室長 □企画部長 □町民生活部長 □福祉部長 □建設農政部長 □教育次長 □教育（委員会）参事 □議会事務局長 □上記各部等内の各課・室・センター所長及び農業委員会事務局長 □上記各課・室の災害対策検討委員（総括要員） □その他、各部長等が必要と認める者

災害対策本部の設置基準及び内容は、次のとおり定める。

体制区分	基準	廃止基準
特別警戒体制 (事前配備)	①林野火災により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ②その他の状況により副町長が必要と認め、町長の承認を得た場合又は町長から指示された場合	①林野火災による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合 ②その他副町長が必要なしと認め、町長の承認を得た場合又は町長から指示された場合
非常体制	①林野火災により、多数の死傷者が発生した場合	①林野火災応急対策をおおむね完了した場合

体制区分	基準	廃止基準
	②その他の状況により町長が必要と認めた場合	②その他町長が必要なしと認めた場合

2 広域的な応援体制

町は、町内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、「本計画第2編第2章第4節第2 他の地方公共団体等に対する応援要請」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る。

3 自衛隊の災害派遣

町は、自衛隊の災害派遣の必要性を林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、「本計画第2編第2章第4節第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて直ちに県に要請を依頼する。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

坂東消防署境分署は、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請する。

2 医療活動

町は、「本計画第2編第2章第3節第6 応急医療」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び救護所の設置、応急処置の実施、医療機関への搬送などの医療救護活動を行う。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「本計画第2編第2章第5節第2 避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。

3 地上消火活動

町は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立する。

また、自主防災組織、住民に対し、林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう指導する。

4 空中消火活動

(1) 空中消火基地

空中消火活動の拠点は、消火資機材準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなる。

町は、空中消火の実施が決定された時点で、県（消防安全課）及びヘリコプター運用機関と協議の上、適地を決める。

（２） 空中消火の方法

空中消火は、水のう型散水装置をヘリコプターの機体下部に吊し、上空から散水する。

- ・ 県防災ヘリコプターによる空中消火の要請基準
- ・ 地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。
- ・ その他、火災防御活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。
- ・ 自衛隊ヘリコプターの派遣

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

町は、県（土木部、警察本部）及び道路管理者と連携して、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとる。

第5 避難の受入れ

町は、林野火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難情報については、「本計画第2編第2章第2節第2 2 避難情報の発令」に準じて実施する。

第6 施設及び設備の応急復旧活動

町は、所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

町は、林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。

この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等による。

- ・ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・ 避難指示及び避難先の指示
- ・ 地域住民等への協力依頼
- ・ その他必要な事項

2 関係者からの問合せに対する対応

町は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問合せに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第8 二次災害の防止活動

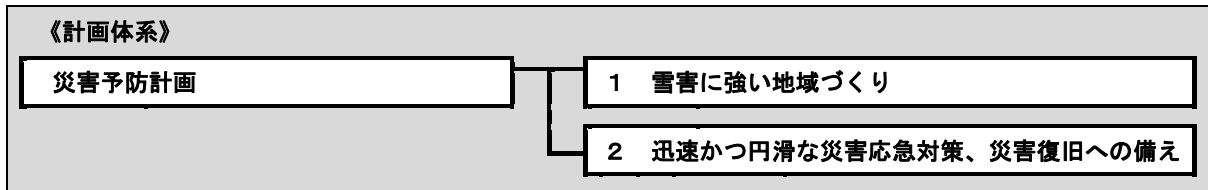
町は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努める。

第5編 一般災害対策計画

第6章 雪害対策計画

第1節 災害予防計画

本計画は、町内において降雪に伴う安全な交通の確保や、除雪体制の確保について、町がとるべき対策について定め、降雪による災害発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るための対策を講ずる。



関係部課	総務課、防災安全課、建設課、まちづくり推進課、教育委員会
関係機関	境警察署、境消防署、茨城県境工事事務所、境町ふるさとまつり協力隊

第1 雪害に強い地域づくり

1 交通の確保

町の降雪日は、年1回程度と少ないが、冬の低気圧のコースや低気温により大雪となることがある。また、空っ風と相まって朝方、日陰、カーブなどの残雪によりスリップ事故を誘発しやすい。

このため、町は、県道を管理する県及び警察と緊密に調整し、大規模な車両滞留や、長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）のときにおいても、人命を優先的に車両事故の未然防止を図る。また、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的とし、気象予報等に基づき計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした迂回路の設定、看板の設置、交通誘導を行い、安全な交通路を確保する。

2 雪捨て場の確保と整備

町は、集中的な大雪のおそれがある場合は、除雪作業効率をあげるため、状況により必要な場合は、河川敷など運搬排雪に利用しやすい雪捨て場適地を設定し、県及び警察、除雪関係者に周知する。

3 除雪体制等の整備

（1）幹線道（町道）に対する除雪体制

町は、降雪があった場合に備え、平成20年に建設協会等により組織された「境町ふるさとまつり協力会」との災害対策協力協定の締結に基づく、主要な幹線道（町道）の除

雪体制を整備する。また、塩化カルシウム散布、偵察に使用する庁用車のタイヤ交換を実施する。

資料編：16-1 境町ふるさとまつり協力会雪害時災害連絡網
16-2 町道除雪対象路線及び協力会の担任

(2) 町による融雪剤の散布

町は、降雪がある場合には、橋梁、日陰等の危険箇所への融雪剤（塩化カルシウム）の散布について計画する。

資料編：16-3 塩化カルシウム散布箇所
16-4 除雪対象路線の担任及び塩カル散布位置図

(3) 要配慮者等に対する除雪支援

町は、集中的な大雪により住居等の除雪が必要な場合は、民生委員・児童委員及び自主防災組織と連携し、特に高齢者等、要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努める。

また、除雪が困難な場合、危険な場合においては、必要に応じて、町や、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制を整備する。

4 防災知識の普及

(1) 降雪状況に応じた安全指導

町は、降雪時における危険防止、特に歩行時、車両運行における危険性と対応策について住民に周知するとともに、集中的な大雪の場合などの除雪、屋根からの落雪等による人身事故の危険性について注意喚起する。

(2) 車両運行時の注意喚起

町は、車両運行時の安全について、次の事項を遵守し、安全運転に努めるよう注意喚起する。

- ① タイヤ交換やタイヤチェーンの準備
- ② 急ハンドル、急ブレーキ、急発進の禁止
- ③ 無理な追い越し、スピードの出し過ぎの禁止
- ④ 十分な車間距離の保持とカーブ、日陰前の十分な減速
- ⑤ エンジンブレーキ、ポンピングブレーキの活用

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報収集体制と住民への周知

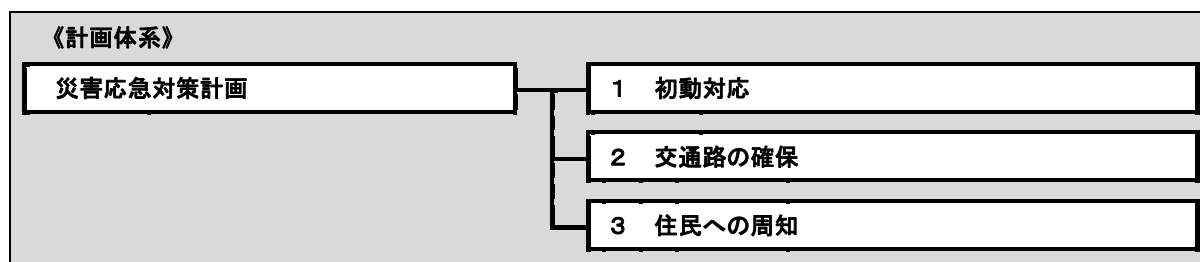
町は、「本計画第2編第2章第2節第2 発災前の災害情報活動及び避難情報の発令」に準じた情報収集体制により気象情報を収集する。また、茨城県境工事事務所から県道の除雪体制・時期・要領などを収集し、相互に情報共有を図る。

また、降雪に関する予報等を入手した場合は、住民に対し、早期から降雪対策の準備など注意喚起を行う。なお、降雪状況、除雪、交通情報等に基づき、防災行政無線、防災アプリ、町ホームページなどにより具体的な対策について住民に周知する。

(2) 連絡体制の整備

町は、境町ふるさとまつり協会の連絡網に基づき、降雪予報に応じ早期から除雪に関する調整を開始し、除雪の時期、住民への周知要領などについて協議し、警察、茨城県境工事事務所へ通知し、連絡体制を保持する。

第2節 災害応急対策計画



関係部課	総務課、防災安全課、建設課、まちづくり推進課、教育委員会
関係機関	境警察署、境消防署、茨城県境工事事務所、境町ふるさとまつり協力隊

第1 初動対応

町は、除雪が必要な場合には、関係機関等と連携して早期に除雪体制を整えるとともに、降雪量、降雪期間などの気象予報に基づき、適切な除雪時期などを協議し、努めて登校・出勤時間前までに除雪を行うとともに、降雪後、速やかに塩化カルシウムを散布して、交通の影響を最小限とする。

必要な場合は、小中学校の休校について検討し、前日までには決定する。

第2 交通路の確保

町は、継続して雪が降り続き、集中的な大雪となる場合などは、警察、消防と連携し、除雪作業に伴う迂回路の設定、誘導及び誘導標識・看板の設置等を行い、安全な交通路を確保する。

また、放置車両の発生に対しては、警察と連携し、自動車登録番号による所有者照会、必要な場合は警察立ち合いのもとレッカー等による撤去作業を行う。

第3 住民への周知

町は、継続して気象情報、除雪状況、通行止め、迂回路の設定・復旧見込み等について、適宜にホームページ、防災行政無線、防災アプリなどの手段により住民に周知する。また、安全事項について再度、注意喚起する。

第5編 一般災害対策計画

第7章 感染症等対策計画

第1節 災害予防計画

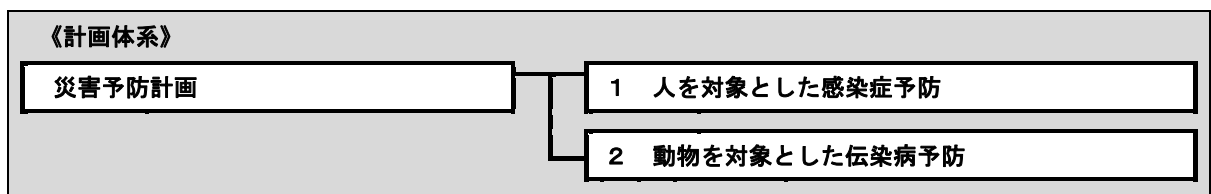
伝染病感染症対策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）及び「家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）」に基づき、県が主体となって対応する。

このため、町は、県の感染症対策に基づき、町内における人に対する感染症対策を講ずる。また、感染した動物は基本的に殺処分となるため、国・県の施策に協力して伝染性疾病の発生予防とまん延防止に寄与する措置を実施するよう規定され、町村会等を通じ、県からの支援職員派遣の要請を受け、支援する。

本計画においては、感染症が発生・まん延した場合に町がとるべき対策について定め、未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るための対策について記載する。

なお、令和2年以降、人を対象とした新型コロナウイルス感染症や、鳥インフルエンザなどといった動物を対象とした感染症の発生・まん延により、町でも、感染症対策を経験することとなった。このうち、新型コロナウイルス感染症における具体的な感染症対策等については、資料編「15 町に被害をもたらした主な災害の統計資料関係」の「15-4 感染症対応：令和2年～新型コロナウイルス感染症」に記載しているので参考とする。

また、特に災害時は、ライフラインの途絶等により衛生・生活環境の悪化・喪失により、感染症がまん延する傾向にある。そのため、町は、被災者支援対策部を主体として、主に医療救護対策班（健康推進課）を窓口として「防疫組織」を編成し、医療救護に関する協定に基づく茨城県猿島郡医師会及び社団法人茨城西南歯科医師会や、保健所と緊密な連携をとりながら、被災地における感染症対策を実施する。災害時における防疫活動は、第2編及び第3編第2章応急対策計画における「防疫活動」に基づき実施する。



関係部課	防災安全課、総務課、健康推進課、農業政策課、建設課
関係機関	保健所、茨城西南医療センター病院、猿島郡医師会

第1 人を対象とした感染症予防

<感染症法による疾病類型>

類型	感染症名等	性格	主な対応・措置	入院勧告先 (指定医療機関)			公費 医療負担 (入院勧告時)
				特定	第一種	第二種	
一類	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱	感染力及びり患した場合の 重篤性等に基づく総合的な 観点からみた危険性が極めて 高い感染症	・対人：原則として感 染症指定医療機 関への入院勧告 ・対物：消毒等の措置 (例外的に、建物への 措置、通行の制限等 の措置もあり)	○	○	-	公費負担あり (保険医療 を適用し、 自己負担分 を公費負担)
二類	急性灰白髄炎 結核 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスである ものに限る。) 中東呼吸器症候群(病原体が コロナウイルス属MERSコ ロナウイルスである者に限 る。) 鳥インフルエンザ(H5N1、 H7N9)	感染力及びり患した場合の 重篤性等に基づく総合的な 観点からみた危険性が高い 感染症	・対人：状況に応じて 感染症指定医療機 関への入院勧告 ・対物：消毒等の措置	○	○	○	☆原則として自己負担 は生じない (世帯員の 総所得税額 によっては、一部自己負担が生 じる場合あり)
三類	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス	感染力及びり患した場合の 重篤性等に基づく総合的な 観点からみた危険性は高く ないが、特定の職業への就 業によって感染症の集団発 生を起こし得る感染症	・対人：特定職種への 就業制限 ・対物：消毒等の措置	- (一般医療機 関)			公費負担なし (医療保険 の適用のみ)
四類	E型肝炎、A型肝炎 黄熱、Q熱、狂犬病 炭疽、鳥インフルエンザ(H5 N1及びH7N9を除く。) ポツリヌス症、マラリア 野兎病 その他の感染症	感染力及びり患した場合の 重篤性等に基づく総合的な 観点からみた危険性は高く ないが、動物、飲食物等の物 件を介してヒトに感染する 感染症	・動物の措置を含む消 毒等の措置	- (一般医療機 関)			公費負担なし (医療保険 の適用のみ)
五類	インフルエンザ(鳥インフル エンザ、新型インフルエンザ 等感染症を除く。) ウイルス性肝炎(E、A型肝炎 を除く。) クリプトスポリジウム症 後天性免疫不全症候群 性器クラミジア感染症 梅毒 麻しん メチシリン耐性黄色ブドウ球 菌感染症 その他の感染症	感染力及びり患した場合の 重篤性等に基づく総合的な 観点からみた危険性は高く ないが、国が感染症発生動 向調査を行い、その結果等 に基づいて必要な情報を国 民一般や医療関係者に提 供・公開していくことによ って、発生・まん延を防止す べき感染症	・国民や医療関係者へ の情報提供	- (一般医療機 関)			公費負担なし (医療保険 の適用のみ)
新型イン フルエンザ 等感	新型インフルエンザ	新たに人から人に伝染する 能力を有することとなった ウイルスを病原体とするイン フルエンザあって、一般 に国民が当該感染症に対す る免疫を獲得していないこ とから、当該感染症の全国 的かつ急速なまん延により 国民の生命及び健康に重大 な影響を与えるおそれがあ ると認められるもの	二類感染症相当の措 置を実施するとともに、政令により一類感 染症相当の措置も可 能とする。また、発生 及び実施する措置等 に関する情報の公表、 感染したおそれのあ る者に対する健康状 況報告要請・外出自粛	○	○	○	公費負担あり (保険医療 を適用し、自己負 担分を公費負担) ☆原則として自己負担 は生じない (世帯員の 総所得税額

類型	感染症名等	性格	主な対応・措置	入院勧告先 (指定医療機関)			公費 医療負担 (入院勧告時)
				特定	第一種	第二種	
	再興型インフルエンザ	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの	要請、検疫所長との連携強化を行う。				によっては、一部自己負担が生じる場合あり)
指定感染症	政令で指定された感染症	既知の感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）で一類から三類感染症と同等の措置を講じなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの	一～三類感染症に準じた対人・対物措置を実施（準用する規定は政令で定められる）				
新型感染症	当初：都道府県知事が厚生労働大臣の指導・助言を得て又は指示を受けて応急対応する感染症 症状等の特定が可能になった段階：政令による指定を行い対応する感染症（要件は随時見直し）	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、重篤かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの	都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導・助言を得て個別に応急対応（緊急時は厚生労働大臣が都道府県知事に指示） 政令で症状等の要件指定した後に、一類感染症に準じた対応	○	-	-	全額公費負担（医療保険の適用なし）

出典：東京都「東京都感染症予防計画（平成30年3月）」を基に作成

1 感染症の予防推進

（1） 事前対応型の感染症対策

感染症対策においては、感染症発生動向調査などを通じて、平時から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型施策が必要である。

町は、日常における関係機関との協力体制に基づき、具体的かつ効果的な対策を企画し、立案し、及び実施するよう努めるとともに、対策の評価・見直しも随時行う必要がある。

（2） 住民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

多くの感染症の予防及び治療が可能となってきた。

町は、感染症の発生状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析と、その分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の住民への積極的な公表を進めつつ、住民個人個人における予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期発見の積み重ねによる社会全体の予防を推進していくことが必要である。

2 感染症のまん延防止対策

感染症のまん延防止対策の実施に当たっては、患者等の人権を尊重し、健康危機管理の視点に立った、迅速かつ的確な対応と、良質かつ適切な医療の提供を常に考慮することが重要である。

町は、まん延防止対策の実施に当たって、国・県の要請に応じ、協力する。

(1) 住民に対する予防啓発の促進

町は、感染症発生動向調査等により得られた情報の公表等を行うことにより、住民が自ら予防に努め、健康を守る努力を行うよう促す。

(2) 予防接種の実施

町は、感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるとき、必要に応じ、予防接種法第6条に基づき、臨時の予防接種を適切に行う。その際、医療従事者、会場の確保等を行う。また、予防投与が必要と判断される場合には、専門家の助言等を受けた後に、それを行う。さらに、予防接種の実施物資の確保その他必要な協力を要請する。

なお、ワクチンが開発された場合は、国から示される予防接種の対象・期間に基づき、予防接種の実施主体として、実施し、医療従事者と調整し、町管理施設を基本として接種会場を確保・指定する。

接種に当たっては、県と調整し、技術支援を受けるほか、医療従事者の確保、場所、器具など接種体制構築への協力を要請し対応する。

【※予防接種法第6条：臨時に行う予防接種の権限】

第2 動物を対象とした伝染病予防

<家畜伝染病予防法による伝染性疫病>

伝染性疫病の種類	家畜の種類
牛疫	牛、めん羊、山羊、豚
牛肺疫	牛
口蹄疫	牛、めん羊、山羊、豚
流行性脳炎	牛、馬、めん羊、山羊、豚
狂犬病	牛、馬、めん羊、山羊、豚
水疱性口内炎	牛、馬、豚
リフトバレー熱	牛、めん羊、山羊
炭疽	牛、馬、めん羊、山羊、豚
出血性敗血症	牛、めん羊、山羊、豚
ブルセラ症	牛、めん羊、山羊、豚
結核	牛、山羊
ヨーネ病	牛、めん羊、山羊
ピロプラズマ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	牛、馬
アナプラズマ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	牛
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊、山羊
鼻疽	馬
馬伝染性貧血	馬
アフリカ馬疫	馬
小反芻獣疫	めん羊、山羊
豚熱	豚
アフリカ豚熱	豚

伝染性疫病の種類	家畜の種類
豚水疱病	豚
家きんコレラ	鶏、あひる、うずら
高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら
低病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら
ニューカッスル病（病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。）	鶏、あひる、うずら
家きんサルモネラ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	鶏、あひる、うずら
腐蛆病	蜜蜂

<予防的殺処分^{*1}の対象とされている家畜伝染病>

令和2年3月27日

伝染性疫病の種類	感受性動物の種類	伝播力	主な感染経路	病原性	ワクチンの有無	日本での発生状況
口蹄疫	牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし等ほとんどの偶蹄類動物	極めて強い	空気感染 接触感染	・感染すると経済動物としての価値をほぼ失う	○ 発生の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできない	明治41年（1908年）、平成12年（2000年）、平成22年（2010年）に発生
アフリカ豚熱（ASF）	豚、いのしし	強い	接触感染	・甚急性・急性：感染した場合の致死率が非常に高い ・亜急性・慢性の場合：感染すると経済動物としての価値をほぼ失う	× 現状、有効なワクチンが存在しない	発生事例なし
牛疫	牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし	極めて強い	接触感染	・感染した場合の致死率が非常に高い	○ 生涯にわたって感染を完全に防御できる	大正13年（1924年）に発生し、それ以降の発生なし ※世界的な撲滅が宣言されている
牛肺疫	牛、水牛、しか	極めて強い	接触感染	・感染すると経済動物としての価値をほぼ失う	○ 発生の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできない	昭和16年（1941年）に発生し、それ以降の発生なし ※現在アフリカ大陸で継続的に発生が確認されているが、我が国への侵入リスクは低い
豚熱（CSF）	豚、いのしし	強い	接触感染	・感染した場合の致死率が高い ・感染すると経済動物としての価値をほぼ失う	○ 発症を防御することができる	明治以降国内で継続的に発生、平成4年（1992年）を最後に清浄化したが、平成30年（2018年）以降発生中

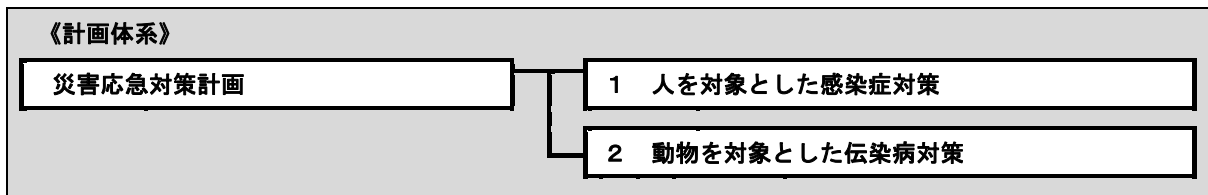
伝染性疫病の 種類	感受性動物の 種類	伝播力	主な 感染経路	病原性	ワクチンの 有無	日本での発生 状況
鳥インフル エンザ	鶏、あひる、う ずら、きじ、ほ ろほろ鳥、七 面鳥をはじめ とした鳥類	強い	接触感染	・感染した場合の致死率 が非常に高い	○ 発生の抑制に 効果があるも のの、感染を 完全に防御す ることはでき ない	平成15年 (2003年)に国 内で初めて発 生後、断続的 に発生。国内 の最終発生は 平成30年 (2018年)

※¹ 予防的殺処分とは、家畜の間で伝染病が急速に広がった場合、感染のさらなる拡大を防ぐ目的で、近隣で飼育されている感染していない家畜まで含めて、予防的に殺処分が行われること
出典：農林水産省「家畜伝染病予防法の改正参考資料（令和2年3月27日）」を基に作成

1 予防措置

町は、県による家畜の所有者への飼養衛生管理基準の遵守に係る指導・助言、勧告、命令に協力する。

第2節 災害応急対策計画



関係部課	防災安全課、総務課、健康推進課、農業政策課、建設課
関係機関	保健所、茨城西南医療センター病院、猿島郡医師会

第1 人を対象とした感染症対策

1 情報収集

町は、県等に対し措置に必要な情報提供、実施状況の報告、資料の提出等を要請する。感染症対策事務が実施できない場合、県知事への職務の全部又は一部代行を要請する。

2 活動体制の確立

町は、「緊急事態宣言^{※1}」の発令後速やかに、職員の参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な非常体制をとる。

対策本部の動員配備は、「本計画第2編第2章第1節第4 災害対策本部設置時の動員」に準ずる。この際、事務局は、危機管理部に健康推進課を含め編成する。

※1 緊急事態宣言：

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」）（3月14日施行）第32条に基づき、政府対策本部長は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的な休息なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は恐れがあるものとして「新型インフルエンザ緊急事態」が発生したと認める時は、発生した旨及び新型インフルエンザ緊急事態措置を実施すべき①「期間」②「区域」③「概要」等を「緊急事態宣言等」として公示し、その主眼は医療崩壊防止

なお、県から、特定市町村として「緊急事態宣言」の公示を受けた場合の法的権限・役割等は、次表のとおりであり、町は、その権限・役割において、町内の感染症対策を行う。

<「緊急事態宣言」の公示を受けた場合の法的権限・役割等>

	政府対策本部	茨城県対策本部	境町対策本部
対策本部	-	-	34条 市町村対策本部の設置 「非常事態宣言」がされた時は、市町村対策本部を設置しなければならない。

第2節 災害応急対策計画

	政府対策本部	茨城県対策本部	境町対策本部
本部長指示等	33条1 県等との総合調整に基づく措置が実施されない場合における必要な指示	33条2 市町村長等との総合調整に基づく措置が実施されない場合における必要な指示	36条 県等に対し措置に必要な情報提供、実施状況の報告、資料の提出等の要請 38条2 感染症対策事務が実施できない場合、県知事への職務の全部又は一部代行を要請
まん延防止	(緊急事態宣言発令前) 18条 基本対処方針の決定 重点感染拡大防止策の検討・案出	45条 感染防止のための協力要請 1 指定された区域の住民に対し、外出自粛要請、学校の休校等その他の感染防止協力の要請(外出自粛は、通院、食料の買出し、通勤など生活維持に必要な場合を除く。) 2 施設の使用制限・停止、催物の開催の制限・停止等の協力要請(スーパーの内、食品、医薬品、衛生用品などの生活必需品売り場を除く)	1 住民に対する対策の普及 2 国・茨城県の要請に応ずる協力
予防接種	46条 住民に対する予防接種に関する・対象者及び期間の設定 (特定接種、住民)ワクチンの確保・供給	46条 医療機関に対する協力要請 接種における市町村への技術支援及び接種体制(※)構築への協力 ※:従事者、場所、器具、周知方法等	46条3、5 予防接種の実施主体 ■医療従事者、会場の確保 ■予防接種の実施物資の確保その他必要な協力を要請
医療等の提供等	■一般医療機関診療体制への移行を要請 ■医療機関への診断及び治療に関する情報提供	48条等 実施主体 ■臨時医療施設(病床)の設置、医療の提供 ■一般医療機関期間診療体制への移行 ■重篤者入院治療、その他在宅等療養要請(重篤化リスクの高い高齢者、妊婦、糖尿病などの疾患、薬による免疫抑制者は医療機関受入れ) ■宿泊施設利用者の宿泊先準備(要配慮者、医療関係者との同居家族等が入居優先) ■医療確保のための医療関係者への要請 ■PCR検査の優先順位の決定 49条 臨時医療施設に必要な土地、建物の使用(強制)	48条 ■在宅療養患者への支援 ■県の実施する医療措置事務の一部を担当 ■茨城県からの要請に応ずる協力(施設・土地の確保・提供等)

	政府対策本部	茨城県対策本部	境町対策本部
住民支援	・茨城県からの要請に応じ支援	50条 物資資材の要請 54条 必要により茨城県の防災用備蓄品等の配送 55条 対策に必要な物資(医薬品、食料等)で、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を生業について、その所有者に対する物資の売渡しを要請、収用、保管を命ずることが可能 ↓ 【76・77条 罰則規定(唯一の罰則)】 ■命令に従わず物資の隠匿、廃棄した場合6カ月以下の懲役又は30万円の罰金 ■保管場所の立ち入り検査を拒否した阿合30万円以下の罰金	50条 ■物資・資材の要請(非常事態に関わらず) ■住民に対する食料品、生活必需品、衛生・用品等の確保・配分・配布 ■要配慮者の支援
埋葬火葬	-	56条 公衆衛生上の危害発生を防止するため、厚生労働大臣の定めるところにより埋葬又は火葬	56条 県の指示により埋葬・火葬を行うため必要があると認められる場合、措置の一部を実施
経費の支弁	65条 措置法に基づく措置に要する費用は、その実施の責任を有する者が支弁		
	-	66条 市町村の措置を代行した場合で、当該市町村に支弁させることが困難な場合は県が支弁	68条 県の措置の一部の事務の実施に関し、当該措置の実施に要する費用は県が支弁

3 感染症の感染者発生時の対応方針

近年、流行している新型コロナウイルス感染症の感染者発生時の対応方針を示す。

＜基本方針＞

「新型インフルエンザ等特別措置法」等の法令に基づき、「町民の不安解消」第一とし、町長（本部長）の指導のもと対応する。

＜対応方針＞

項目	所掌	町の窓口	町の対応方針・要領等
町で発生した場合のQ&A	県	事務局 関係各課等	1 国、茨城県のQ&Aをベースに、共通事項は事務局で作成し、所掌事項は各所掌等で作成する。 2 感染者に関する問合せは、県で公表している範囲(発生時期・年齢、居住地区、職業、クラスター(既感染者との関係))までとする。(個人情報のため、県による感染者の同意が必要) 3 電話対応は、発生に関する個人情報は電話窓口において対応し、その他は関係各課等において対応する。
発生時の住民広報・報道対応	県	秘書公室 総務課 事務局	1 内容は、個人情報に係るため、報道対応を含め県の公表の範囲に限定する。 2 発生時は、町長からのメッセージとしてHPに掲載する。

第2節 災害応急対策計画

項目	所掌	町の窓口	町の対応方針・要領等
			3 報道対応は、基本的に県が実施するが、状況により町でプレスリリースを発出する。(内容は、町長のメッセージ、県公表の範囲) 4 町への取材申込みは、町長に全て報告し、基本的に町長又は町長の指名した者で対応する。
職員の勤務形態の基準	総務課	総務課各課等	1 庁舎勤務の基準(出勤者と在宅勤務者の割合)及び在宅勤務の枠組み(システム、セキュリティー、職員の身分扱い)は、総務課で作成し、各課の認識を統一する。 2 在宅勤務の業務内容等は、災害時の「境町業務継続計画(BCP)」にある「第7章 非常時の優先業務」を準用し、各課長等の指導のもと実施する。
検査場所・移動手段	指定医療機関	健康推進課	1 県の指定による医療機関、場所において、県により検査を実施する。 ※現体制(帰国者・接触者外来における診療体制、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制)から、国から緊急事態宣言地域に指定された場合、一般の医療機関診療体制に移行する。
感染者発生時の収容先	県	福祉部各課 まちづくり推進課 観光協会	※ 重篤者を入院治療、その他の感染者を在宅療養等の区分について、県により決定され、その指示に基づき、入院患者が指定医療機関に収容される。 1 町として在宅療養者支援のうち、要配慮者等で必要な場合は、対象に応じ対策本部で食事等の支援要領を協議する。この際、町の経済活動の活性化に留意し、観光協会、商工会議所等と連携する。 2 支援に当たっては、感染拡大の防止について、県などの衛生指導を受け、直接感染者と接しないよう留意する。
収容しきれない場合の土地・施設提供の要否	県	事務局関係各課	1 県で確保した施設等で収容しきれず、措置法に基づき土地、施設の使用を求められた場合、県と処置事項、時期・場所を綿密に調整し、対策本部において協議して施設を決定する。施設の使用に当たっては、施設管理者と所掌する担当課により調整する。 2 施設の提供に当たっては、県、健康推進課の指導のもと、衛生管理に万全を期す。
消毒とその範囲の決定・実施	県	事務局関係各課	1 消毒は、基本的に発生施設の管理者等で対応する。ただし、要望により町で技術指導を行うほか、資材等が不足している場合、町がその一部を供給又は県へ要請する。 2 町管理施設は、基本所掌課が担任し、不足する場合・役場庁舎内の場合は、健康推進課で技術指導を行い、全職員又は委託により実施する。 3 県からの要請で、収容等のため施設・土地を借用した場合は、基本的に県が実施する。
学校等の対応	町	教育委員会 健康推進課	1 学校における感染症対策は、措置法のほか、学校保健安全法関係法令^{※1}に基づき、対策本部で協議し、対応方針、復学の要件・要領等について決定する。この際、学校ための衛生用品の提供を含め検討する。 ^{※1}学校において予防すべき感染症の種類、出席停止臨時休業等について規定
農工商業に対する支援	国・県	まちづくり推進課	1 国の方針に従い、措置法等の法令及び各所掌課に係る各省庁からの通達等に基づき、貸付け、救済・支援措

項目		所掌	町の窓口	町の対応方針・要領等
			農政課 観光協会 等	置について確認・明確にし、申請手続、対象者への周知を適切にする。 2 町としての支援は、対策本部で協議し決定する。
行事・イベント等の実施の可否		町	総務課 各課	1 各種行事、イベント等は、感染症の拡大が終息と認められるまで、中止又は延期することを基本とする。 2 個々の実施検討においては、国・県、周辺自治の状況を踏まえて町民の感染リスクを考慮し、対策本部会議において行事等ごと実施時期・要領を決定する。
職員が感染した場合	感染者処置 庁舎内処置	町・県	事務局 各課等	1 職員として、今後職員が発症した場合を想定した「職員対応マニュアル」を事務局で作成し、これを準拠として対応する。この際、厚生省のガイドライン等に基づき、平素からの予防策、自覚症状から発症まで段階的な対応要領について留意する。 2 庁舎内の消毒等は、県等の専門チームが実施する。
	役場 機能維持	町・県	総務課 事務局	1 職員の勤務形態（基準）に基づき、在宅勤務要領を明確にするとともに、県等の指導に基づき拡大防止処置を適切にして最小限の役場の機能を維持する。 2 この際、災害時の「境町業務継続計画（BCP）」にある「第7章 非常時の優先業務」を準用する。

資料編：15-4 感染症対応：令和2年～ 新型コロナウイルス感染症

第2 動物を対象とした伝染病対策

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の特定家畜伝染病が発生した際には、周辺の農場への感染拡大を防止するため、「家畜伝染病予防法」に基づき、県（家畜防疫員）が主体となって殺処分等の防疫作業を実施する。

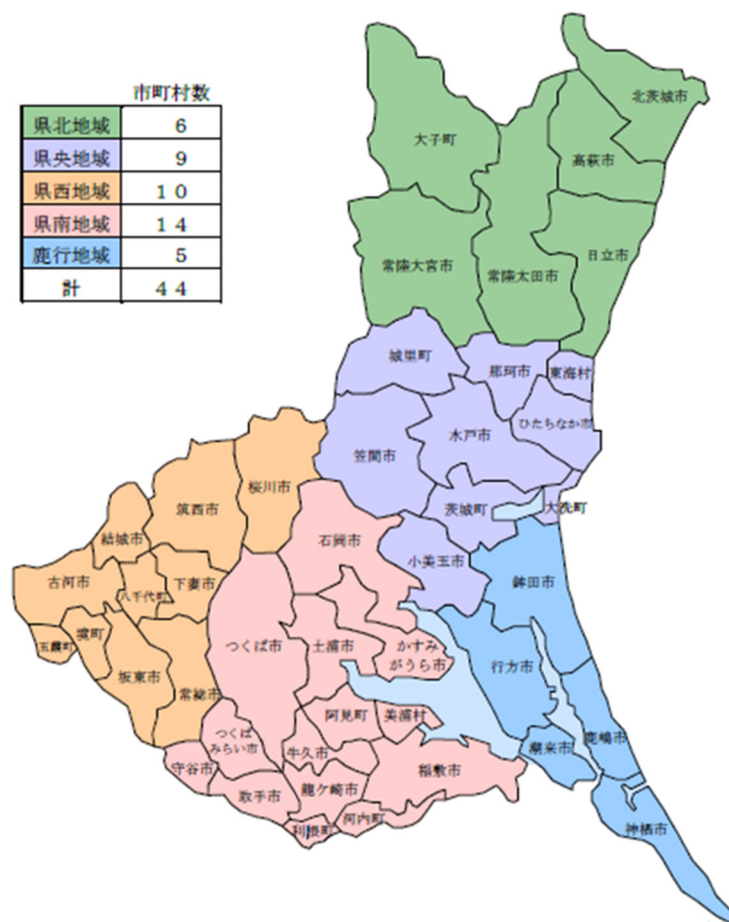
ウイルス等の病原体を速やかに封じ込めるためには、できる限り短期間で防疫作業を終了させる必要があることから、県では、発生農場が所在する近隣市町村の協力や自衛隊の派遣を要請しているほか、県建設業協会や農林水産関係団体等と協定を締結するなどして、より多くの人員確保に努めている。

このため、町は、県による防疫指針等に基づき行う措置に協力し、迅速な処分に寄与する。なお、本計画においては、特に鳥インフルエンザ感染症対策を主に記述し、豚熱・口蹄疫等に関する感染症対策は、本対策に準ずる。なお、事務局は、危機管理部及び農業政策課をもって編成する。

1 支援の枠組み

県市長会及び県町村会では、特定家畜伝染病発生時の防疫措置に従事する職員（防疫作業員）の派遣における地域区分、派遣市町村及び派遣人数の基準を次のように定め、県からの依頼に基づき、各市町村に職員派遣の協力を依頼する。

<防疫措置に従事する職員派遣における地域区分等>



派遣の基準

- ※1 発生元の市町村が属する地域の市町村及び発生元市町村の隣接市町村
- ※2 発生状況によっては、1に加え、他地域の市町村

2 防疫措置等に従事する職員の一般的な業務

防疫措置に従事する職員は、県の防疫対策本部内の現地対策班に派遣され、発生地グループの防疫作業員としての一般的に直接の殺処分を実施する他、従事者の健康管理等を踏まえ、支援センターへの保健師等派遣による健康チェック等を実施する。

なお、現地対策班には防疫作業のため複数のグループが存在し、その主な活動内容は次表のとおりである。

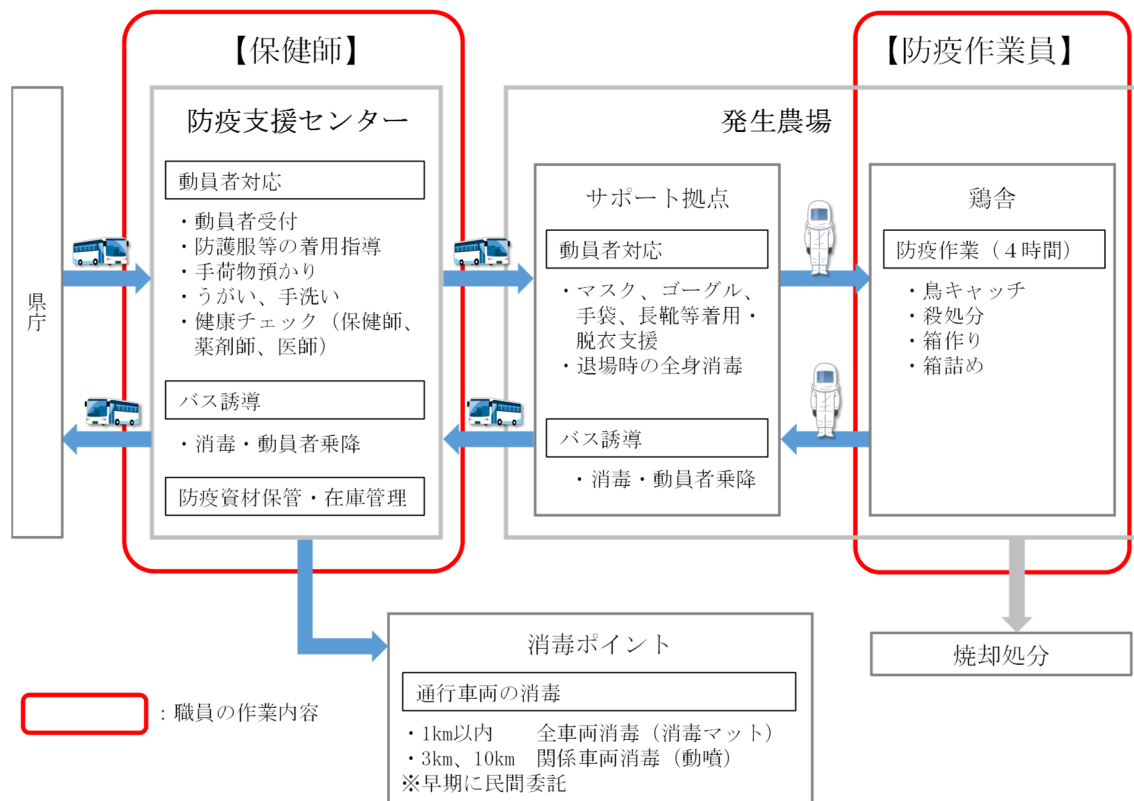
<現地対策班各グループの主な活動内容>

支援先		主な活動内容
発生地 Gp	殺係	■取り出し家さんの殺処分 鶏キャッチ、集鳥ラック押し、ガス注入、鶏取り出し
	梱包係	■殺処分された家さんの梱包・積載準備 箱作り、箱詰め、結束、テーピング、パレット積み、ラッピング
	消毒係	■汚染物、機資材等の消毒 ・汚染物品等の回収・処分・農場の清掃・消毒 ・車両、機材、資材の消毒

支援先		主な活動内容
焼却部 Gp	焼却係※	■殺処分家さん・汚染物品の焼却・埋却 ・梱包された鶏をトラックへの積み込み、運搬及び投入 ・焼却施設・埋設場所への運搬車への随行、投入口までの運搬及び投入及び搬入車両の消毒 ・焼却・埋設量の確認・記録
防疫支援 Gp	防疫支援センター	■支援職員の作業準備等におけるサポート ・受付（荷物預かり、健康チェック）・防疫資材の配布 ・防疫作業の説明及び更衣
	発生農場サポート拠点	■支援職員の農場への出入り等における防疫サポート ・防疫作業者が発生農場へ出入りする際の誘導支援・補助 ・防疫作業前後の防護具（マスク、手袋、ゴーグル等）の着脱支援 ・発生農場に出入りする防疫作業者や防疫関係車両の消毒 ・救護者の消毒・応急処置
周辺農場支援 Gp	立入・経営支援	■周辺の農場の発生検査及び対応出荷支援等 ・異常鶏の通報対応・周辺農場の立入検査 ・出荷支援対策・その他、周辺農場支援に関係する作業
移動規制 Gp	通行制限	■発生農場周辺の人・車の通行制限又は遮蔽 ・発生農場入口及び周辺道路において通行制限ポイント設定 ・移動制限区域の設定（発生農場から3 km以内） ・搬出制限区域の設定（発生農場から10 km以内）
	消毒ポイント	■制限区域に応ずる対象車両の消、証明証等の発行 ・制限区域に応ずる畜産関係車両、防疫車両等の車両の消毒 ・消毒記録・消毒証明証の発行

発生地グループにおける一般的な作業は、次図の赤枠である。なお、具体的な作業内容は、防疫支援センターで示され、必要な説明を受ける。

<防疫作業員等の主な活動内容>



3 派遣職員の作業の一般的な基準

(1) 作業時間の基準

- ① 派遣人数は1名：1日24時間3交替として、1日3名を基準（8時間／1クルー）
- ② 勤務時間：8：00～17：00、15：00～24：00、22：00～7：00（申し送り時間等を含む）

(2) 防疫作業員としての殺処分

県で想定する1日の殺処分の基準は次のとおりである。

ただし、処分施設・処理施設の状況、処分要領、防疫作業員（自衛隊の災害派遣を含む）の数、気候（熱中症対策等）の条件により異なるが、逐次に作業効率が上がり、一般的には計画より早期に進展する。

<1日の処分の基準>

<鶏> 9万羽以上1日約60人	<豚> 2,000頭以上1日約30人
【殺処分総動員人数 270人/日】 ・県 30人/班×6班/日(180人/日) ・団体 20人/班×3班/日(60人/日) ・市町村 10人/班×3班/日(30人/日)	【殺処分総動員人数 540人/日】 ・県 60人/班×6班/日(360人/日) ・団体 40人/班×3班/日(120人/日) ・市町村 20人/班×3班/日(60人/日)

(3) 健康チェックを行う保健師

防疫作業に従事可能か確認するための血圧や問診票を基にした健康チェックを実施する。

<1日の派遣の基準>

派遣人数：1日約6人（2人／班×3班／日）

4 費用負担

(1) 家畜伝染病が発生した市町村の費用負担

- ① 防疫支援センターの運営経費^{※1}は、国負担金・特別交付税の算定対象
^{※1}運営経費：使用料や電気量、消耗品費等
- ② 旅費：国交付金の対象

(2) 職員を派遣した市町村の費用負担

旅費：国交付金の対象

5 職員派遣における管理事項等

(1) 食事・飲料水等

県が準備する。

(2) 作業に必要な防護服、装備等

作業に必要なタイベックス、防護メガネ、手袋、長靴等の消毒用衣類、消毒用の噴霧器、その他グループで必要な装備は県が準備する。

(3) 集合場所までの移動

感染リスクを最小限とするため使用車両を限定し、基本的に公用車2台を準備する。
この際、鍵の保管場所を事務局により確実に統制する。

6 服装・個人携行品

(1) 服装

防護服の着用を想定し、個人計画とするが、次の事項に留意する。

① ジャージ等作業しやすく着脱容易な服装

ただし、タイベックス着用での作業は冬でも発汗し、待機時は冷めるので、派遣時の
気候・気温等を十分考慮する。

② 靴下は、防護服の上に靴下被せるため、必要な長さのある靴下を着用する。

③ 往復時は、境町ジャンパーを着用

(2) 携行品

① 作業場へはスマホ等含め物を持ち込めないので、貴重品は携行せず、個人での必要 最小限とする。

② 着替えを入れるバックを確実に携行する。

7 報告

作業は、8時間夜間も継続して行われ、殺処分という特殊な作業、発汗・気温の変化等
健康管理、往復時の事故等発生が懸念されることから、各派遣職員は、作業終了後に異常
の有無を確実に差し出し課長へ報告する。

なお、課長からは、部課長 LINE 等により共有する。